

平成20年度第1回薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会  
議事次第

平成20年7月15日（火）14:00～16:00  
中央合同庁舎5号館17階専用第21会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 審議事項

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質の見直しについて

(2) 報告事項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況について

(3) その他

3. 閉会

(配付資料)

資料1 薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会委員名簿

資料2 諮問書（写）

資料3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の概要

資料4 化管法見直し合同会合中間とりまとめ＜概要、抜粋＞

資料5 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（報告）

資料6 見直し後の化管法対象物質数の概況

資料7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況  
（委員限り）

参考資料1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R  
対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境  
保健部会P R T R対象物質等専門委員会委員名簿

参考資料2 現行化管法対象物質の有害性・暴露情報

参考資料3 追加候補物質の有害性・暴露情報

参考資料4 一連の物質群や元素及びその化合物としてとして取り扱う候補

参考資料5 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に  
関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質  
の指定について（答申）（平成12年2月）

## 薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

- 有田 芳子 主婦連合会環境部長
- 板倉ゆか子 消費生活アナリスト
- 井口 ちよ 江東区保健所長
- 植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授
- 内山 巖雄 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座教授
- 江馬 眞 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
- 沖 幸子 フラオグルッペ(株)代表取締役社長/生活評論家
- 神山美智子 神山法律事務所長・弁護士
- 黒川 雄二 財団法人佐々木研究所理事長
- 佐藤 洋 東北大学大学院医学系研究科環境保健医学教授
- 土屋 利江 国立医薬品食品衛生研究所療品部長
- 徳永 裕司 独立行政法人医薬品医療機器総合機構品質管理部基準課技術系嘱託職員
- 中西 準子 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門長
- 新村 眞人 臨床医薬研究協会代表取締役社長
- 西島 正弘 国立医薬品食品衛生研究所長
- 安田 峯生 広島大学名誉教授
- 渡部 烈 東京薬科大学名誉教授

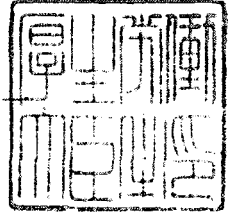
厚生労働省発葉食第1018048号

平成19年10月18日

葉事・食品衛生審議会

会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく  
第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（諮問）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第18条の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) の概要

### 1. 目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

### 2. PRTR制度

#### (1) 概要

一定の要件を満たす事業者に対し、人の健康や生態系に有害なおそれのある対象化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に対して届出することを義務付けるもの。

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに公表し、個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき、開示される。

なお、秘密情報にあたりと考えられる物質については、国に直接届出て、国が秘密情報に該当すると判断する場合には、公表・開示データにおける物質名を一般化学物質名に変更することにより、秘密情報は保護される。

#### (2) 対象化学物質

人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる化学物質として政令で指定された「第一種指定化学物質」（354物質）が対象。そのうち発がん性がある12物質は特に「特定第一種指定化学物質」として指定。

第一種指定化学物質を1質量%（特定第一種は0.1質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

#### (物質例)

- ・揮発性炭化水素　ーベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物　ーダイオキシン類、トリクロロエチレン等

- ・農薬                                    一臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物                           一鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質                  一CFC、HCFC等
- ・その他                                一石綿等

### (3) 対象事業者

第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、具体的には次の要件全てに該当する事業者。

- ・対象業種として政令で指定している 23 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者
- ・いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t（特定第一種指定化学物質は 0.5 t）以上の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設（特定要件施設）を設置している事業者

### (4) 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料。

## 3. MSDS制度

### (1) 概要

対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート：MSDS）を事前に提供することを義務付けるもの。

### (2) 対象化学物質

「第一種指定化学物質」（354物質）及び「第二種指定化学物質」（81物質）の計435物質が対象。

これらは、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるとして認められるとして指定された物質。

第一種及び第二種指定化学物質を1質量%（特定第一種は0.1質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

ただし、対象化学物質の含有率の低いものや固形物、一般消費者用の製品等、密封されたものなど、事業者による取扱いの過程で対象化学物質が環境中に排

出される可能性が低いと考えられる製品については対象外となる。

### (3) 対象事業者

対象化学物質または対象製品について他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者。

## 4. 自主的な化学物質管理の促進

### (1) 事業者の責務

第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を取り扱う事業者（指定化学物質等取扱事業者）は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (2) 化学物質管理指針の概要

化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置を定める。

<指針で定める事項>

- ・ 設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法
- ・ 指定化学物質等の使用の合理化
- ・ 指定化学物質等の管理の方法、使用の合理化及び排出状況についての国民理解の増進
- ・ 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）の活用

## 5. 施行状況

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年1月～	MSDS制度のスタート
平成13年4月～	事業者による排出量等の把握のスタート
平成14年4月～	事業者からの届出のスタート
平成15年3月	第1回PRTR集計結果（平成13年度分）の公表
平成16年3月	第2回PRTR集計結果（平成14年度分）の公表
平成17年3月	第3回PRTR集計結果（平成15年度分）の公表
	※15年度分から届出対象事業者の年間取扱量の要件を5トン以上から1トン以上に引き下げ

平成18年2月	第4回P R T R集計結果（平成16年度分）の公表
平成19年2月	第5回P R T R集計結果（平成17年度分）の公表
平成20年2月	第6回P R T R集計結果（平成18年度分）の公表

## 6. その他

化管法の施行状況について、平成15年度の総務省の行政評価・監視で取り上げられ、平成17年5月、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。

同勧告では、①P R T R制度において、届出義務がありながら届出が行われていない事業者の把握に努め、これらの事業者に届出を励行させるよう都道府県等に対し、必要な助言を行うこと、②MSDSの提供の励行を確保するため有効な啓発を行うこと、③化学物質の自主管理を促進するため指定化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必要があることなどが指摘されている。

関係省では、上記勧告を踏まえ講じた改善措置状況について平成18年2月にかけて総務省に報告した。

## 「平成18年度PRTTRデータの概要 —化学物質の排出量・移動量の集計結果—」について

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「PRTTR制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとされています。

今般、平成18年度の1年間に届出対象事業者が把握し、平成19年4月1日から6月30日まで（6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで）に届け出られた全国で40,980(40,795\*)事業所からの排出量・移動量について全国・全物質で集計したところ、排出量が245千トン(259千トン\*)、移動量が225千トン(229千トン\*)、排出量と移動量の合計では471千トン(488千トン\*)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、全国の合計で315千トン(347千トン\*)でした。

経済産業省及び環境省は共同で、法施行後6回目となる集計結果の公表を行うとともに、その概要を冊子「平成18年度PRTTRデータの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—」にまとめました。

以下に、そのポイントを記述します。

(\*:平成17年度の集計結果。昨年2月の公表後に変更された届出事項を反映したもの。)



## 1. 排出量・移動量の届出状況

平成19年度（届出期間：平成19年4月1日から6月30日まで）には、平成18年度に事業者が把握した排出量・移動量について、全国で40,980の事業所から届出がありました。

業種別及び都道府県別にみた届出状況は以下のとおりです。

### 業種別にみた届出状況

業種	届出 事業所数	届出物質 種類数	業種	届出 事業所数	届出物質 種類数
金属鉱業	15	31	武器製造業	7	17
原油・天然ガス鉱業	30	32	その他の製造業	514	93
食料品製造業	263	31	電気業	108	50
飲料・たばこ・飼料製造業	88	26	ガス業	58	16
繊維工業	211	64	熱供給業	28	7
衣服・その他の繊維製品製造業	39	43	下水道業	1,884	33
木材・木製品製造業	230	28	鉄道業	58	23
家具・装備品製造業	106	28	倉庫業	126	51
パルプ・紙・紙加工品製造業	387	84	石油卸売業	532	8
出版・印刷・同関連産業	396	52	鉄スクラップ卸売業	21	6
化学工業	2,291	324	自動車卸売業	157	8
石油製品・石炭製品製造業	156	107	燃料小売業	19,683	9
プラスチック製品製造業	1,028	137	洗濯業	140	16
ゴム製品製造業	311	83	写真業	1	1
なめし革・同製品・毛皮製造業	31	21	自動車整備業	2,191	13
窯業・土石製品製造業	534	95	機械修理業	54	26
鉄鋼業	367	53	商品検査業	32	13
非鉄金属製造業	543	87	計量証明業	33	36
金属製品製造業	1,814	75	一般廃棄物処理業	1,927	35
一般機械器具製造業	811	71	産業廃棄物処分業	540	50
電気機械器具製造業	1,513	103	高等教育機関	104	28
輸送用機械器具製造業	1,183	86	自然科学研究所	205	63
精密機械器具製造業	230	52	合計	40,980	327

### 都道府県別にみた届出状況

都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数	都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数	都道府県	届出 事業所数	届出物質 種類数
北海道	2,221	143	石川県	534	108	岡山県	931	175
青森県	472	77	福井県	423	140	広島県	1,004	179
岩手県	562	76	山梨県	386	77	山口県	636	200
宮城県	880	108	長野県	1,341	120	徳島県	340	109
秋田県	560	76	岐阜県	951	128	香川県	417	95
山形県	632	102	静岡県	1,646	179	愛媛県	548	141
福島県	1,128	208	愛知県	2,517	168	高知県	211	50
茨城県	1,162	192	三重県	837	165	福岡県	1,434	148
栃木県	878	132	滋賀県	651	138	佐賀県	385	100
群馬県	825	134	京都府	706	131	長崎県	368	54
埼玉県	1,711	185	大阪府	1,947	184	熊本県	647	106
千葉県	1,455	179	兵庫県	1,852	193	大分県	379	112
東京都	1,473	121	奈良県	386	90	宮崎県	371	94
神奈川県	1,778	174	和歌山県	362	136	鹿児島県	504	87
新潟県	1,089	153	鳥取県	319	47	沖縄県	165	48
富山県	639	129	島根県	317	81	合計	40,980	327

## 2. 集計結果の概要

### (1) 届出排出量・移動量の集計結果(別紙1及び別紙2参照)

#### 1) 全国・全物質の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 471 千トンに対して総届出排出量 245 千トン、総届出移動量 225 千トンとなっています。

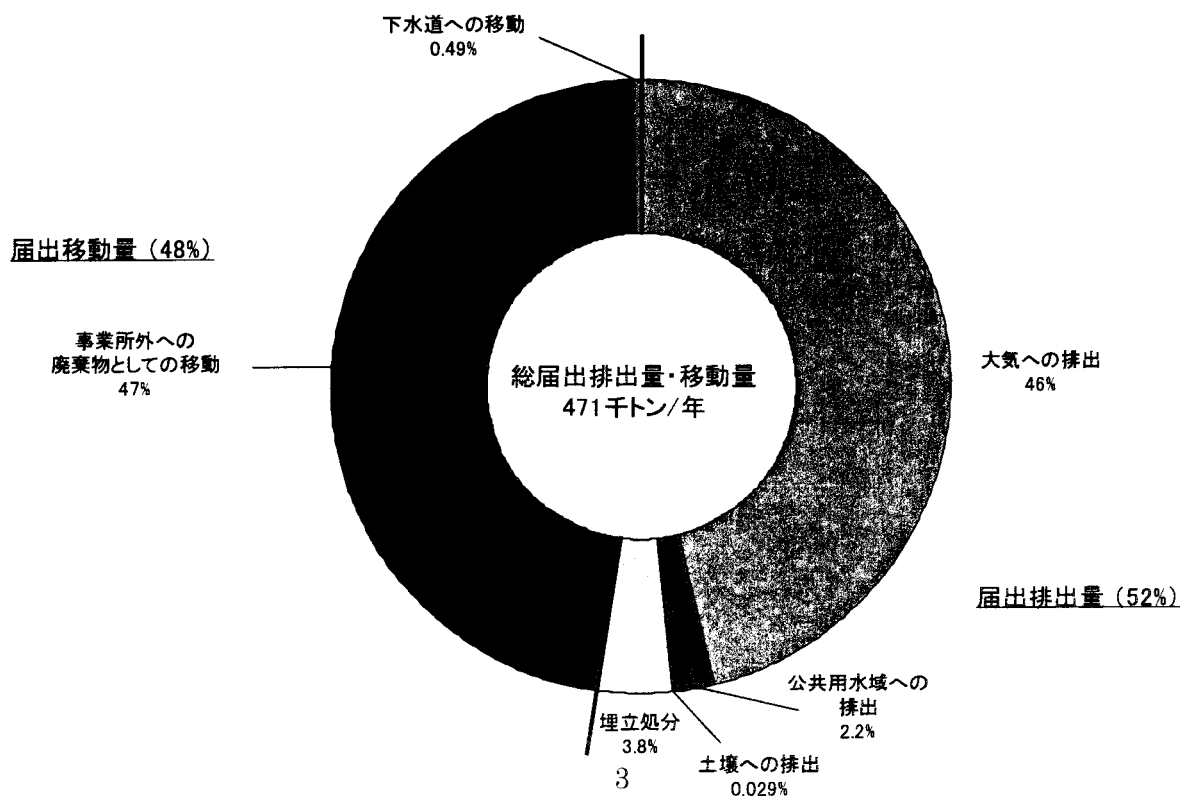
総届出排出量の内訳は、大気への排出 217 千トン、公共用水域への排出 11 千トン、土壌への排出 0.14 千トン、事業所内での埋立処分 18 千トンとなっています。また、総届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動 223 千トン、下水道への移動 2.3 千トンとなっています。

総届出排出量・移動量

総届出排出量	総届出排出量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
大気への排出 : 217 千トン	88%	46%
公共用水域への排出 : 11 千トン	4.3%	2.2%
土壌への排出 : 0.14 千トン	0.056%	0.029%
事業所内での埋立処分 : 18 千トン	7.3%	3.6%
小計 : 245 千トン	100%	52%
総届出移動量	総届出移動量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
事業所外への廃棄物としての移動 : 223 千トン	99%	47%
下水道への移動 : 2.3 千トン	1.0%	0.49%
小計 : 225 千トン	100%	48%
合計 : 471 千トン	—	100%

※以降、構成比は有効数字2桁で示す。

総届出排出量・移動量



## 2) 全国の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は354千トンで、総届出排出量・移動量471千トンの75%に当たります。

上位5物質は、  
合成原料や溶剤として幅広く用いられる

- ① トルエン : 155千トン (構成比 33%)
- ② キシレン : 57千トン ( " 12%)

金属洗浄などに用いられる

- ③ 塩化メチレン : 30千トン ( " 6.4%)

特殊鋼・電池などに用いられる

- ④ マンガン及びその化合物 : 29千トン ( " 6.2%)

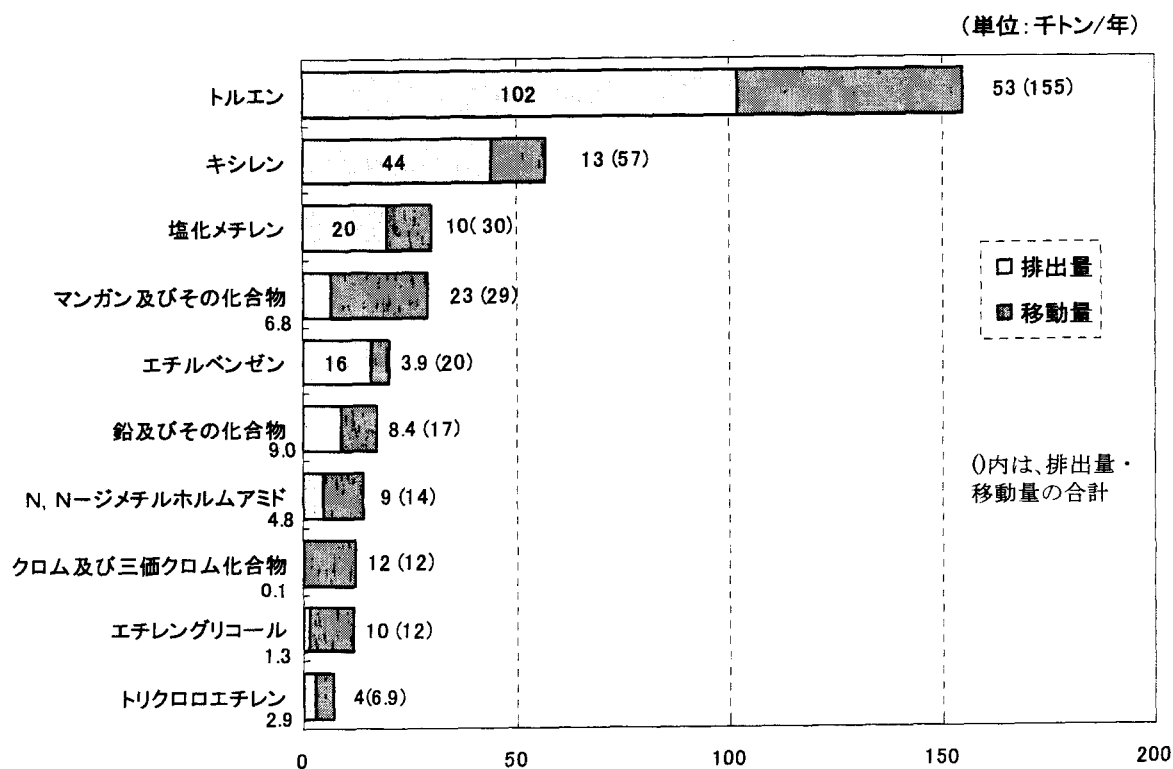
合成原料や溶剤などに用いられる

- ⑤ エチルベンゼン : 20千トン ( " 4.3%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位10物質とその量



### 3) 全国の届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位10物質の合計は215千トンで、総届出排出量245千トンの87%に当たります。

上位5物質は、  
合成原料や溶剤などに用いられる

- ① トルエン : 102千トン (構成比 41.5%)
- ② キシレン : 44千トン ( " 17.9%)

金属洗浄などに用いられる

- ③ 塩化メチレン : 20千トン ( " 8.0%)

合成原料や溶剤などに用いられる

- ④ エチルベンゼン : 16千トン ( " 6.6%)

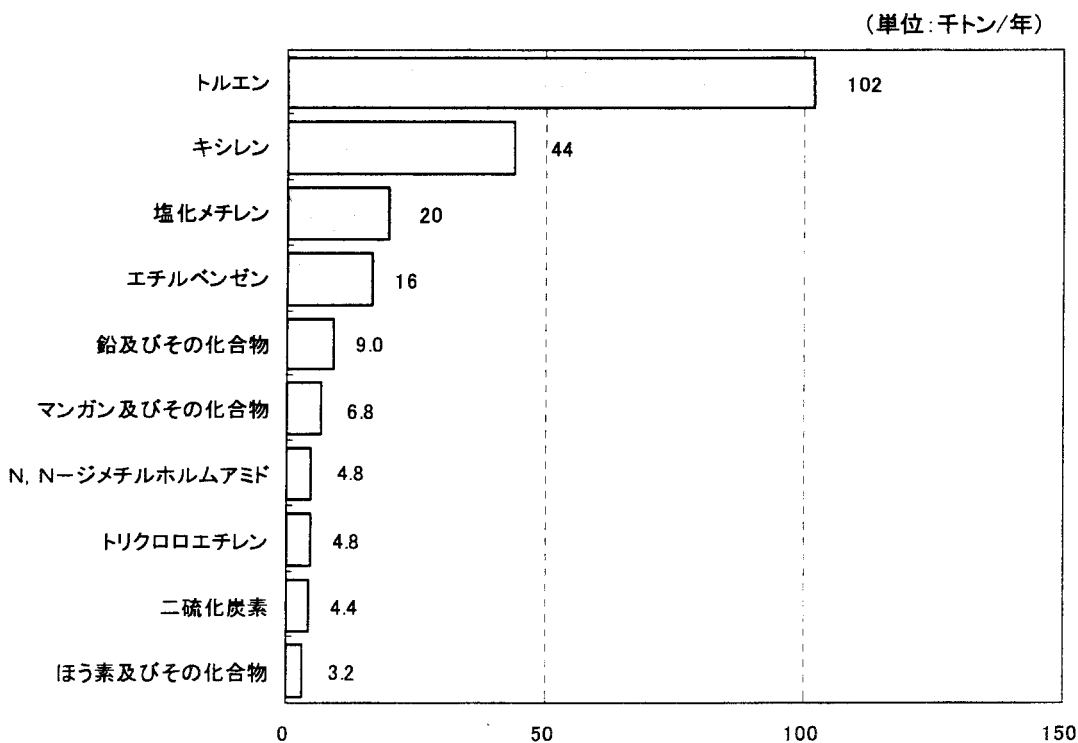
バッテリー・光学ガラス・顔料などに用いられる

- ⑤ 鉛及びその化合物 : 9.0千トン ( " 3.7%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位10物質とその量



## 4) 業種別の届出排出量・移動量

製造業・非製造業を併せた全45業種のうち、製造業(23業種)における届出排出量・移動量の合計は454千トンで、総届出排出量・移動量471千トンの96%を占めます。

また、届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は400千トンで、総届出排出量・移動量の85%に当たります。

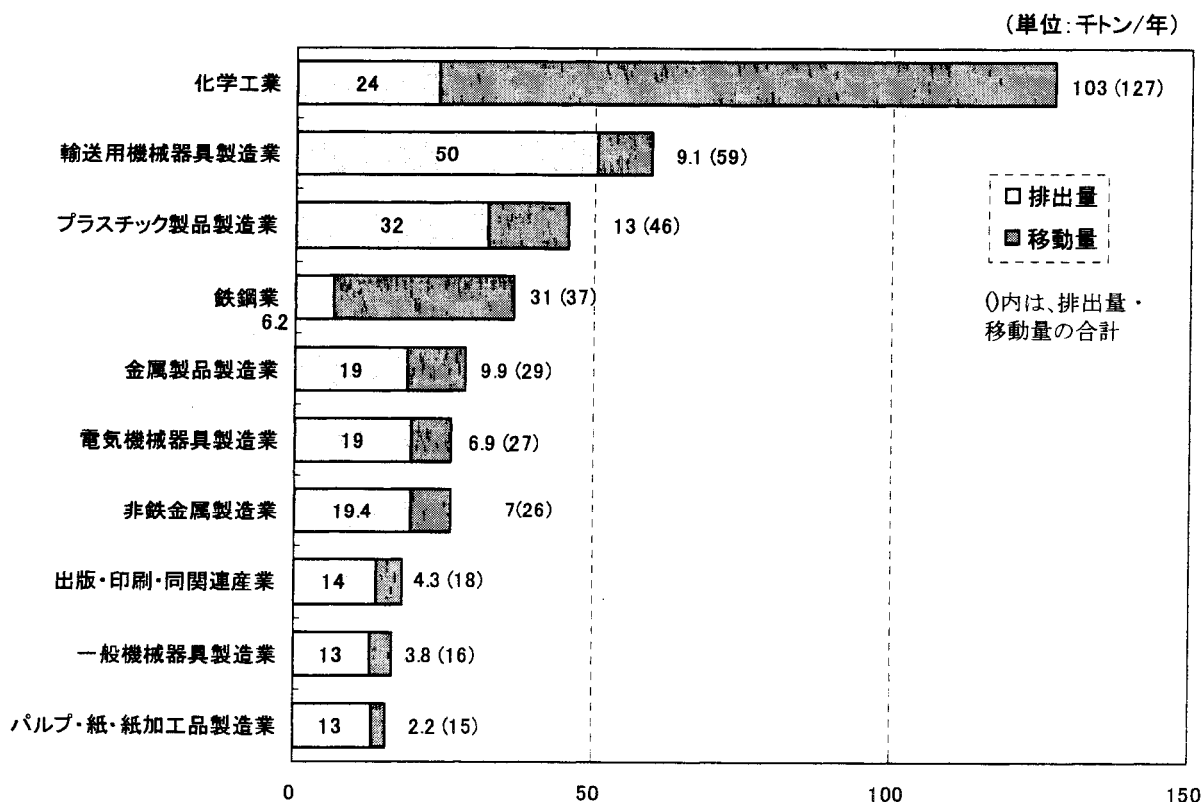
上位10業種は、

① 化学工業	: 127千トン (構成比 27%)
② 輸送用機械器具製造業	: 59千トン ( " 13%)
③ プラスチック製品製造業	: 46千トン ( " 9.7%)
④ 鉄鋼業	: 37千トン ( " 7.8%)
⑤ 金属製品製造業	: 29千トン ( " 6.1%)
⑥ 電気機械器具製造業	: 27千トン ( " 5.6%)
⑦ 非鉄金属製造業	: 26千トン ( " 5.6%)
⑧ 出版・印刷・同関連産業	: 18千トン ( " 3.8%)
⑨ 一般機械器具製造業	: 16千トン ( " 3.5%)
⑩ パルプ・紙・紙加工品製造業	: 15千トン ( " 3.3%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位10業種とその量



## 5) 業種別の届出排出量

製造業・非製造業を併せた全 45 業種における届出排出量の合計は 245 千トンです。

また、届出排出量の多い上位 10 業種の合計は 203 千トンで、総届出排出量の 83%に当たります。

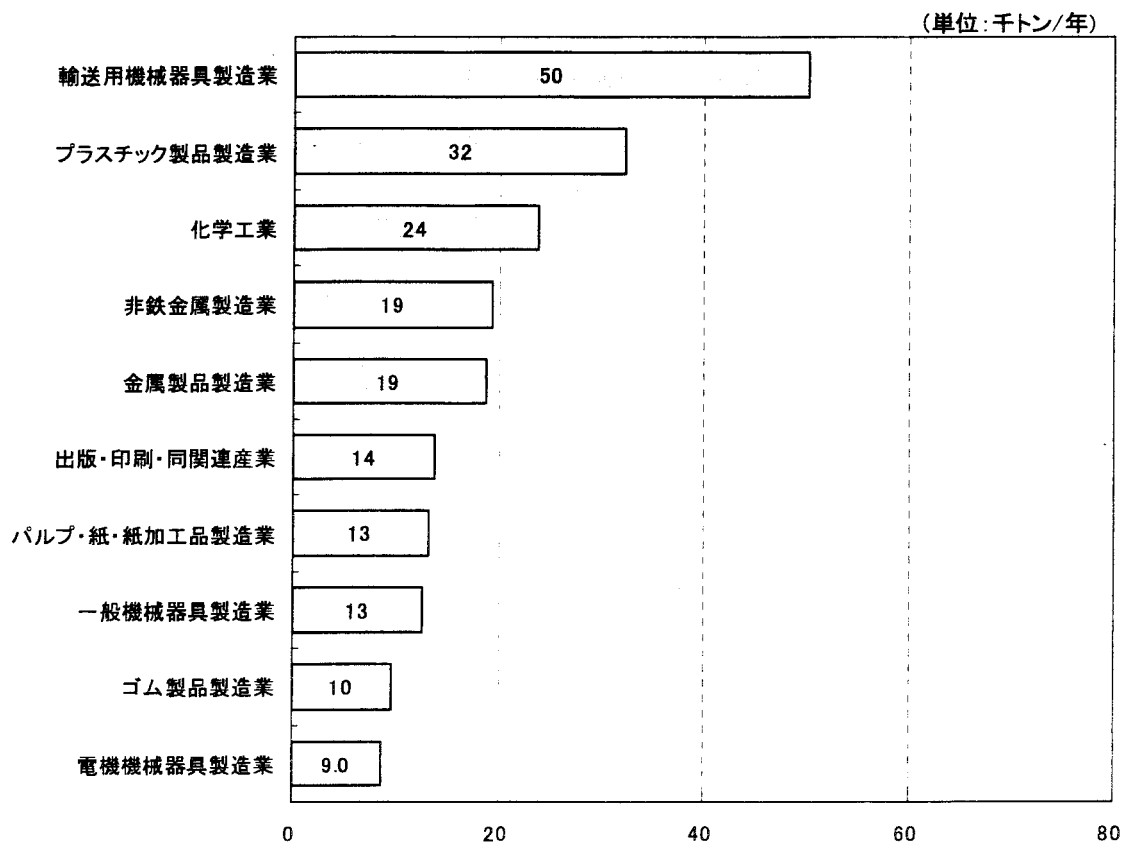
上位 10 業種は、

① 輸送用機械器具製造業	: 50 千トン	( 構成比 21%)
② プラスチック製品製造業	: 32 千トン	( " 13%)
③ 化学工業	: 24 千トン	( " 9.7%)
④ 非鉄金属製造業	: 19 千トン	( " 7.9%)
⑤ 金属製品製造業	: 19 千トン	( " 7.6%)
⑥ 出版・印刷・同関連産業	: 14 千トン	( " 5.6%)
⑦ パルプ・紙・紙加工品製造業	: 13 千トン	( " 5.4%)
⑧ 一般機械器具製造業	: 13 千トン	( " 5.2%)
⑨ ゴム製品製造業	: 9.7 千トン	( " 4.0%)
⑩ 電機機械器具製造業	: 8.8 千トン	( " 3.6%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位 10 業種とその量



(2) 届出外排出量の集計結果 (別紙3参照)

## 1) 全国・全物質の届出外排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った平成18年度の全国の届出外排出量の合計は、315千トンです。

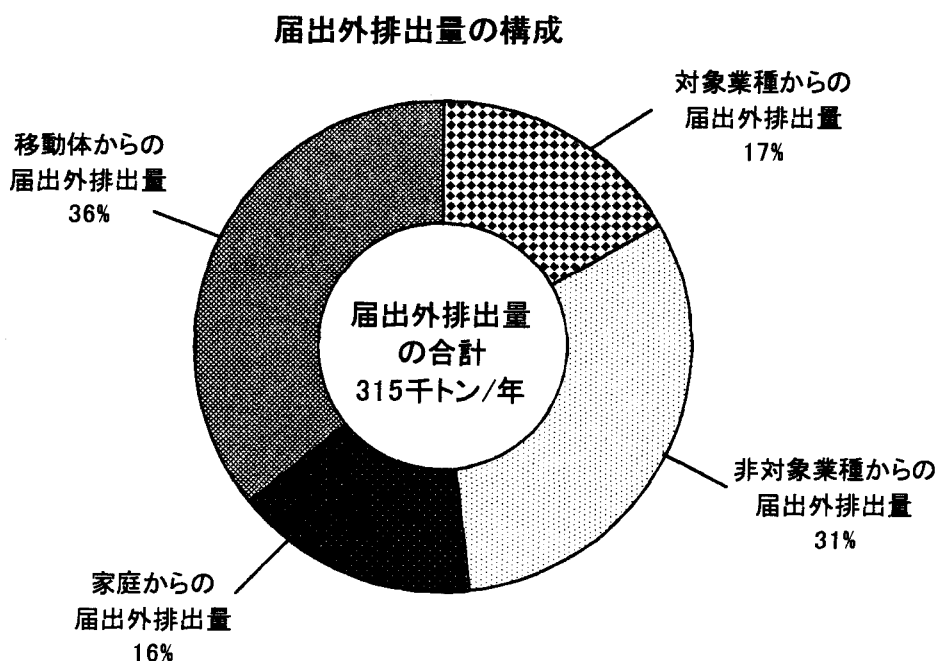
その内訳は、

- ・ 対象業種からの届出外排出量\* : 53千トン (構成比 17%)
- ・ 非対象業種からの排出量 : 99千トン ( " 31%)
- ・ 家庭からの排出量 : 50千トン ( " 16%)
- ・ 移動体からの排出量 : 113千トン ( " 36%)

です。

\* ) 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

※括弧内は、届出外排出量の合計に対する構成比を示す。



## 2) 移動体からの届出外排出量

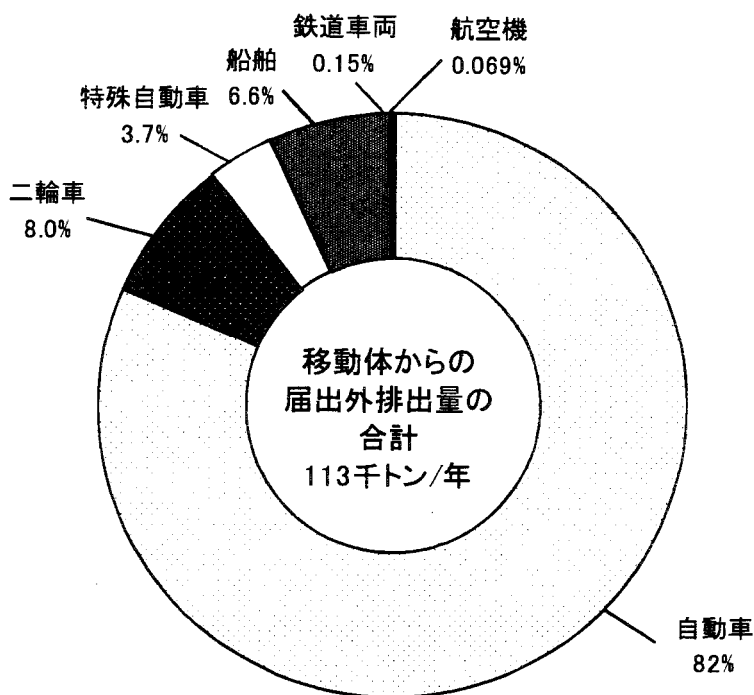
移動体からの排出量 (113千トン) の内訳は、

- ・ 自動車 : 92千トン (構成比 82%)
- ・ 二輪車 : 9.0千トン ( " 8.0%)
- ・ 特殊自動車 (産業機械、建設機械、農業機械) : 4.1千トン ( " 3.7%)
- ・ 船舶 : 7.5千トン ( " 6.6%)
- ・ 鉄道車両 : 0.17千トン ( " 0.15%)
- ・ 航空機 : 0.078千トン ( " 0.069%)

です。

※括弧内は、移動体からの届出外排出量の合計に対する構成比を示す。

### 移動体からの届出外排出量の構成

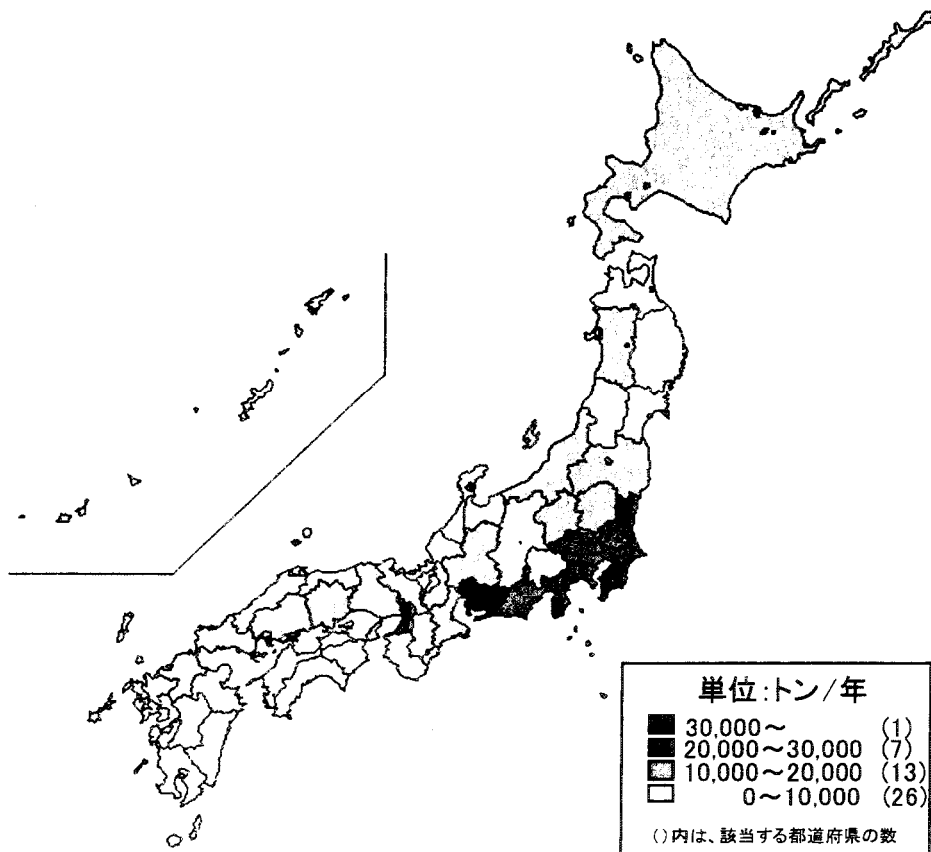


### (3) 届出排出量と届出外排出量の合計 (別紙3参照)

#### 1) 全国の届出排出量と届出外排出量の合計

全国の届出排出量 (245 千トン) と届出外排出量 (315 千トン) の合計は、560 千トンです。都道府県別の概観は以下のとおりです。

#### 都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計





## 2) 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位10物質の合計は427千トンで、全体の76%に当たります。

上位5物質は、

溶剤・合成原料に用いられる他、自動車などの排出ガス、塗料等に含まれる

① トルエン : 179千トン (構成比 32%)

② キシレン : 110千トン ( " 20%)

溶剤などに用いられる

③ エチルベンゼン : 35千トン ( " 6.3%)

金属洗浄などに用いられる

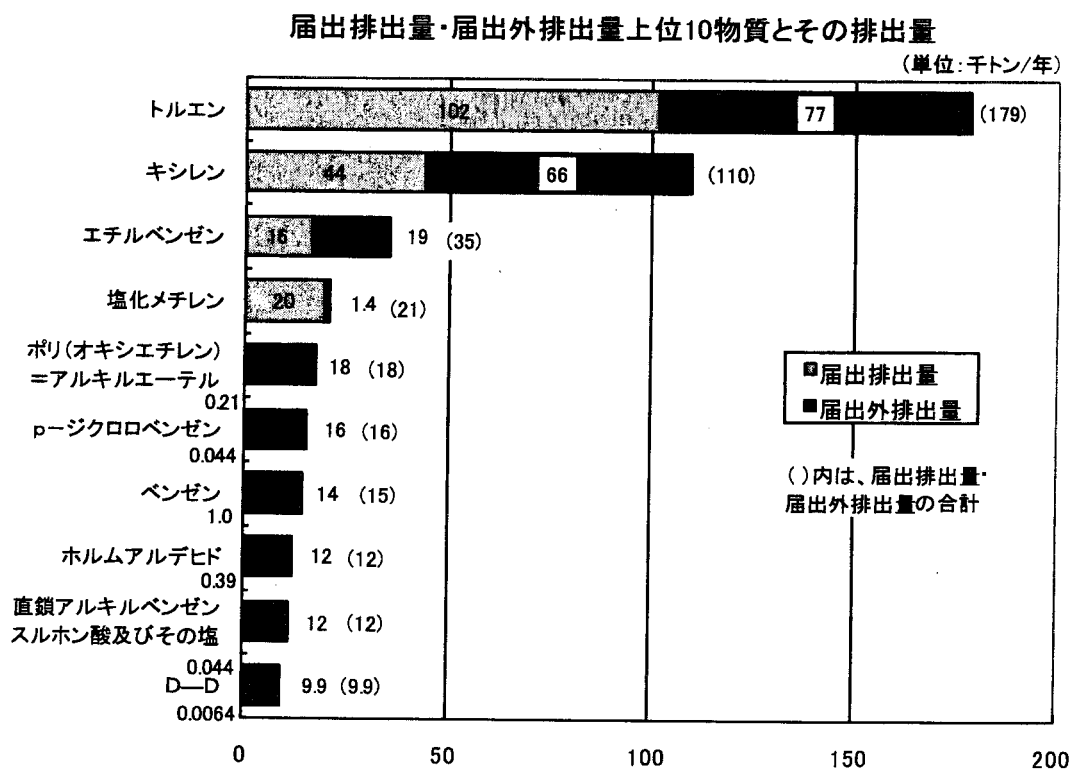
④ 塩化メチレン : 21千トン ( " 3.8%)

洗浄剤・化粧品などに用いられる

⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル : 18千トン ( " 3.2%)

の順となっています。

※括弧内は、届出排出量と届出外排出量の合計に対する構成比を示す。



**(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の集計結果****全国の届出排出量・移動量**

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質 12 物質の届出排出量・移動量の合計は 9.8 千トンです。

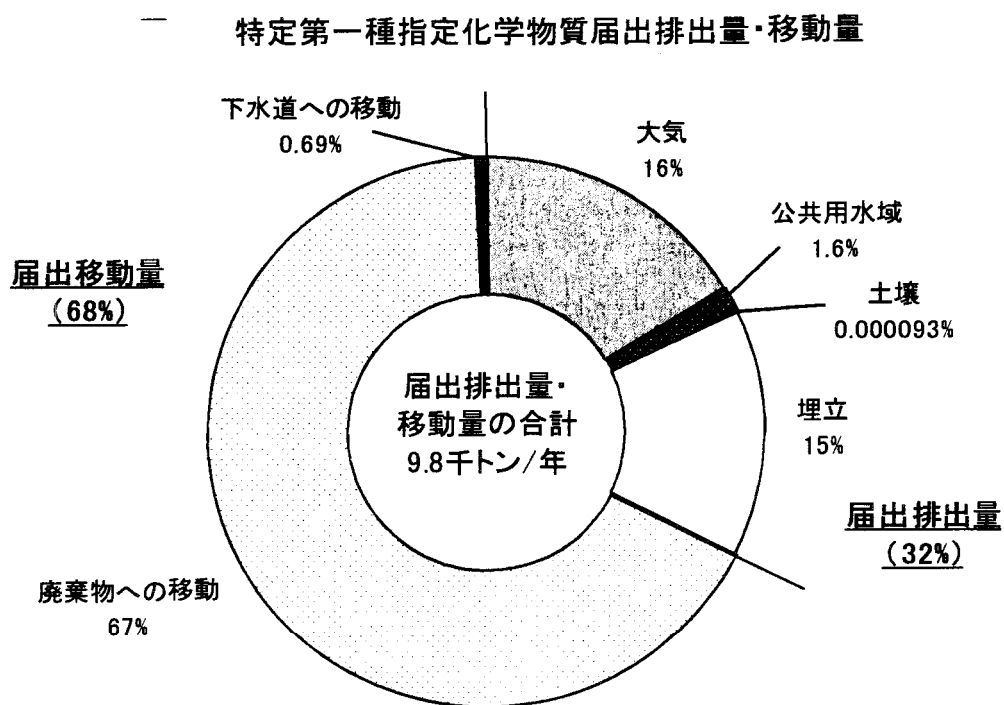
上位 5 物質は、

① ニッケル化合物	: 4.0 千トン
② ベンゼン	: 2.1 千トン
③ 砒素及びその無機化合物	: 1.5 千トン
④ 六価クロム化合物	: 0.57 千トン
⑤ 石綿	: 0.51 千トン

の順となっています。

また、ダイオキシン類の届出排出量・移動量は 3.5kg-TEQ となっています。

一方、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の合計に対する排出・移動先割合としては、事業所外への廃棄物としての移動が最も多く（構成比 67%）、次いで大気への排出（同 16.3%）、事業所における埋立処分（同 14.5%）などの順となっています。



平成18年度の業種別届出事業所数・排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量(kg/年)					届出移動量(kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道 への移動	合計		
金属鉱業	15	2	105,084	1,790	245	107,121	4,100	0	4,100	111,221	0.02%
原油・天然ガス鉱業	30	27,757	211,281	57	0	239,094	1,793	0	1,793	240,887	0.05%
製造業	13,053	212,695,489	5,617,336	666	17,908,723	236,222,194	215,316,548	2,225,549	217,542,096	453,764,290	96.38%
食品製造業	263	431,170	23,700	0	0	454,870	402,336	49,595	451,931	906,801	0.19%
飲料・たばこ・飼料製造業	88	130,740	68	1	0	130,809	243,121	0	243,121	373,930	0.08%
繊維工業	211	4,856,472	631,708	0	0	5,488,180	3,027,350	567,648	3,594,998	9,083,178	1.93%
衣服・その他の繊維製品製造業	39	107,165	21,779	0	0	128,944	389,180	3,501	392,681	521,625	0.11%
木材・木製品製造業	230	2,473,916	18	180	0	2,474,113	182,058	95	182,153	2,666,266	0.57%
家具・装備品製造業	106	1,140,730	175	0	0	1,140,905	347,939	75	348,015	1,488,919	0.32%
パルプ・紙・紙加工品製造業	387	13,102,059	122,821	0	0	13,224,880	2,162,340	1,499	2,163,839	15,388,719	3.27%
出版・印刷・関連産業	396	13,727,160	12	0	0	13,727,172	4,268,773	16,285	4,285,058	18,012,230	3.83%
化学工業	2,291	21,079,895	2,452,187	41	251,067	23,783,190	102,476,945	710,974	103,187,919	126,971,108	26.97%
石油製品・石炭製品製造業	156	1,105,162	70,033	0	0	1,175,195	1,043,686	31,832	1,075,518	2,250,713	0.48%
プラスチック製品製造業	1,028	32,170,702	50,457	1	0	32,221,159	13,076,756	317,597	13,394,352	45,615,512	9.69%
ゴム製品製造業	311	9,688,240	38,200	102	0	9,726,543	2,173,313	4,457	2,177,770	11,904,313	2.53%
なめし革・同製品・毛皮製造業	31	334,036	1,298	0	0	335,334	79,423	17,292	96,715	432,049	0.09%
窯業・土石製品製造業	534	7,107,105	42,498	106	3,440	7,153,150	3,973,842	21,790	3,995,632	11,148,781	2.37%
鉄鋼業	367	4,274,713	508,450	0	1,448,706	6,231,869	30,579,173	12,120	30,591,293	36,823,162	7.82%
非鉄金属製造業	543	2,196,660	990,814	0	16,199,779	19,387,253	6,876,798	13,953	6,890,751	26,278,005	5.58%
金属製品製造業	1,814	18,581,730	123,250	5	2,134	18,707,118	9,855,282	47,256	9,902,538	28,609,656	6.08%
一般機械器具製造業	811	12,628,642	10,641	3	0	12,639,285	3,785,808	13,211	3,799,020	16,438,305	3.49%
電気機械器具製造業	1,513	8,325,632	426,478	0	3,300	8,755,410	17,442,855	328,536	17,771,391	26,526,800	5.63%
輸送用機械器具製造業	1,183	50,261,647	79,132	228	297	50,341,304	9,026,514	38,481	9,064,995	59,406,299	12.62%
精密機械器具製造業	230	1,370,657	8,758	0	0	1,379,414	561,028	6,703	567,732	1,947,146	0.41%
武器製造業	7	24,556	15	0	0	24,571	18,305	0	18,305	42,876	0.01%
その他の製造業	514	7,576,681	14,845	0	0	7,591,526	3,313,722	22,650	3,336,372	10,927,898	2.32%
電気業	108	245,353	3,064	0	0	248,417	377,699	333	378,033	626,450	0.13%
ガス業	58	23,423	0	0	0	23,423	52,457	0	52,457	75,880	0.02%
熱供給業	28	57,530	0	0	0	57,530	17,300	9,114	26,414	83,944	0.02%
下水道業	1,884	0	4,168,252	0	0	4,168,252	55,068	3	55,070	4,223,322	0.90%
鉄道業	58	138,403	741	0	0	139,144	236,988	9,127	246,112	385,256	0.08%
倉庫業	126	635,000	12,017	0	0	647,017	51,364	0	51,364	698,381	0.15%
石油卸売業	532	440,765	0	0	0	440,765	7,657	0	7,657	448,422	0.10%
鉄スクラップ卸売業	21	276	0	0	0	276	130,540	0	130,540	130,816	0.03%
自動車卸売業	157	16,535	1,307	0	0	17,842	229,041	1,445	230,486	248,328	0.05%
燃料小売業	19,683	1,265,418	73,000	134,000	0	1,472,418	137,560	0	137,560	1,609,978	0.34%
洗濯業	140	326,999	5,901	0	0	332,900	518,746	2,768	521,514	854,414	0.18%
写真業	1	10,000	0	0	0	10,000	800	0	800	10,800	0.00%
自動車整備業	2,191	596,715	13,675	0	0	610,390	3,319,521	21,316	3,340,836	3,951,226	0.84%
機械修理業	54	152,932	280	0	0	153,212	127,095	3,900	130,995	284,207	0.06%
商品検査業	32	16,828	0	0	0	16,828	63,076	0	63,076	79,904	0.02%
計量証明業	33	13,615	0	0	0	13,615	100,772	0	100,772	114,387	0.02%
一般廃棄物処理業	1,927	378	94,842	8	3	95,230	22,877	473	23,350	118,580	0.03%
産業廃棄物処分業	540	26,553	239,290	3	319	266,165	1,589,009	4,190	1,593,199	1,859,364	0.39%
高等教育機関	104	46,690	4	0	0	46,694	312,316	4,308	316,626	363,319	0.08%
自然科学研究所	205	63,675	1,205	15	0	64,895	470,111	2,318	472,429	537,323	0.11%
全業種合計	40,980	216,800,313	10,547,279	136,539	17,909,291	245,393,421	223,142,435	2,284,844	225,427,279	470,820,700	100%
割合 (%)		46.05%	2.24%	0.03%	3.80%	52.12%	47.39%	0.49%	47.88%	100%	

※ 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類は除き小数点第一位まで）の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

## 平成18年度の都道府県別の届出事業所数・排出量・移動量

都道府県名	届出数	届出排出量(kg/年)					届出移動量			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道 への移動	合計		
北海道	2,221	2,202,826	407,140	49,049	87	2,659,101	1,453,787	18,430	1,472,217	4,131,318	0.88%
青森県	472	301,517	204,806	85,000	3	591,326	492,533	98	492,631	1,083,957	0.23%
岩手県	562	1,928,007	75,046	6	0	2,003,059	1,257,822	28,158	1,285,979	3,289,038	0.70%
宮城県	880	1,528,657	63,591	15	386,773	1,979,036	2,291,291	20,534	2,311,825	4,290,861	0.91%
秋田県	560	1,107,857	137,690	0	9,228,730	10,474,277	1,668,979	107	1,669,086	12,143,362	2.58%
山形県	632	1,002,689	51,657	5	0	1,054,350	2,066,254	11,756	2,078,010	3,132,360	0.67%
福島県	1,128	5,406,206	1,036,704	8	2,332	6,445,250	10,050,343	684	10,051,027	16,496,277	3.50%
茨城県	1,162	10,585,275	140,547	0	6,173	10,731,995	10,499,981	414,346	10,914,327	21,646,322	4.60%
栃木県	878	7,961,820	92,882	1	0	8,054,703	4,039,742	12,084	4,051,825	12,106,528	2.57%
群馬県	825	6,803,074	111,139	95	0	6,914,309	4,808,335	14,390	4,822,725	11,737,033	2.49%
埼玉県	1,711	12,514,274	324,895	0	0	12,839,168	9,854,175	80,637	9,934,812	22,773,980	4.84%
千葉県	1,455	8,421,913	329,789	5	22,023	8,773,730	13,534,315	3,957	13,538,272	22,312,002	4.74%
東京都	1,473	2,394,897	459,699	51	144	2,854,791	2,855,079	61,680	2,916,759	5,771,550	1.23%
神奈川県	1,778	9,283,128	339,552	0	0	9,622,680	14,903,182	124,271	15,027,453	24,650,132	5.24%
新潟県	1,089	3,585,221	417,560	60	250,000	4,252,841	2,074,134	7,062	2,081,196	6,334,037	1.35%
富山県	639	2,404,248	165,926	0	0	2,570,174	4,842,342	4,009	4,846,352	7,416,526	1.58%
石川県	534	3,390,721	124,491	41	0	3,515,253	1,467,106	323,841	1,790,947	5,306,200	1.13%
福井県	423	2,868,702	453,682	0	0	3,322,383	5,493,217	61,974	5,555,191	8,877,574	1.89%
山梨県	386	2,042,394	16,560	0	0	2,058,954	946,617	29,176	975,793	3,034,747	0.64%
長野県	1,341	2,728,673	122,384	0	0	2,851,057	1,896,663	25,033	1,921,696	4,772,753	1.01%
岐阜県	951	6,957,137	119,975	0	891,451	7,968,563	3,491,371	28,502	3,519,873	11,488,437	2.44%
静岡県	1,646	17,499,670	282,417	1	0	17,782,088	7,797,950	22,223	7,820,173	25,602,261	5.44%
愛知県	2,517	17,303,616	487,175	6	4,627	17,795,424	15,735,967	76,937	15,812,904	33,608,328	7.14%
三重県	837	7,895,172	256,581	1	0	8,151,754	6,869,274	341	6,869,615	15,021,369	3.19%
滋賀県	651	5,080,336	29,353	13	0	5,109,703	6,053,781	26,996	6,080,777	11,190,479	2.38%
京都府	706	3,063,303	176,007	0	0	3,239,311	2,249,501	183,316	2,432,817	5,672,128	1.20%
大阪府	1,947	6,161,074	692,304	40	0	6,853,419	9,651,890	219,873	9,871,764	16,725,182	3.55%
兵庫県	1,852	8,605,309	465,670	0	253,212	9,324,191	14,262,437	63,969	14,326,406	23,650,597	5.02%
奈良県	386	1,137,261	13,531	0	0	1,150,792	670,680	300,372	971,052	2,121,844	0.45%
和歌山県	362	2,945,980	47,010	0	0	2,992,990	4,862,706	7,396	4,870,102	7,863,092	1.67%
鳥取県	319	931,421	3,943	0	0	935,363	341,270	7,550	348,820	1,284,183	0.27%
島根県	317	2,122,676	128,562	0	20,510	2,271,747	1,063,572	13	1,063,585	3,335,332	0.71%
岡山県	931	6,475,697	364,678	0	21,090	6,861,465	10,041,633	20,549	10,062,182	16,923,647	3.59%
広島県	1,004	8,095,522	315,095	95	2,721,318	11,132,030	5,251,836	39,375	5,291,212	16,423,242	3.49%
山口県	636	4,761,114	939,508	0	0	5,700,622	10,678,245	646	10,678,891	16,379,514	3.48%
徳島県	340	649,021	45,017	0	0	694,038	1,585,309	96	1,585,405	2,279,442	0.48%
香川県	417	6,229,283	58,949	3	740	6,288,975	1,869,758	4,417	1,874,175	8,163,150	1.73%
愛媛県	548	5,202,958	150,901	0	0	5,353,859	8,739,308	183	8,739,491	14,093,350	2.99%
高知県	211	485,668	19,897	68	0	505,633	266,553	700	267,253	772,886	0.16%
福岡県	1,434	7,193,793	318,590	0	77	7,512,460	6,381,004	12,425	6,393,429	13,905,889	2.95%
佐賀県	385	1,805,877	29,615	0	0	1,835,492	869,779	604	870,383	2,705,875	0.57%
長崎県	368	2,972,958	46,287	0	0	3,019,245	512,566	19,554	532,119	3,551,364	0.75%
熊本県	647	2,692,370	132,349	0	0	2,824,720	1,649,120	4,258	1,653,378	4,478,097	0.95%
大分県	379	1,218,658	81,731	120	0	1,300,509	3,351,668	483	3,352,150	4,652,659	0.99%
宮崎県	371	415,226	109,003	65	2,700,000	3,224,294	1,999,034	1,435	2,000,469	5,224,763	1.11%
鹿児島県	504	359,221	136,858	1,790	0	497,869	278,857	405	279,262	777,131	0.17%
沖縄県	165	77,896	20,538	0	1,400,000	1,498,434	121,470	0	121,470	1,619,904	0.34%
合計	40,980	216,800,313	10,547,279	136,539	17,909,291	245,393,421	223,142,435	2,284,844	225,427,279	470,820,700	100%
割合(%)		46.05%	2.24%	0.03%	3.80%	52.12%	47.39%	0.49%	47.88%	100%	

※ 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類は除き小数点第一位まで)の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

平成18年度の都道府県別の届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)	届出外排出量 (kg/年)				排出量合計 (kg/年)	割合	
			対象業種	非対象業種	家庭	移動体			合計
北海道	2,221	2,659,101	1,499,587	6,130,863	1,219,287	5,259,527	14,109,265	16,768,366	2.9%
青森県	472	591,326	466,673	2,195,430	856,864	1,534,055	5,053,023	5,644,349	1.0%
岩手県	562	2,003,059	483,043	1,261,853	754,986	1,789,391	4,289,273	6,292,332	1.1%
宮城県	880	1,979,036	790,248	1,444,745	816,472	2,213,056	5,264,521	7,243,557	1.2%
秋田県	560	10,474,277	462,478	874,889	584,991	1,246,381	3,168,739	13,643,015	2.4%
山形県	632	1,054,350	542,339	1,056,480	444,716	1,428,651	3,472,186	4,526,536	0.8%
福島県	1,128	6,445,250	863,829	1,302,442	1,081,330	2,187,534	5,435,134	11,880,384	2.1%
茨城県	1,162	10,731,995	1,431,766	4,159,630	1,460,654	3,571,752	10,623,802	21,355,796	3.8%
栃木県	878	8,054,703	1,011,548	1,593,940	968,818	2,681,652	6,255,958	14,310,661	2.5%
群馬県	825	6,914,309	1,272,671	3,168,668	1,185,756	2,582,637	8,209,731	15,124,040	2.7%
埼玉県	1,711	12,839,168	3,198,549	2,361,780	2,454,641	4,747,055	12,762,025	25,601,193	4.5%
千葉県	1,455	8,773,730	1,458,836	4,377,884	2,454,343	4,647,881	12,938,944	21,712,674	3.8%
東京都	1,473	2,854,791	4,900,620	11,753,322	2,410,193	5,935,525	24,999,660	27,854,451	4.9%
神奈川県	1,778	9,622,680	2,269,940	4,772,110	1,811,746	4,848,422	13,702,219	23,324,898	4.1%
新潟県	1,089	4,252,841	1,306,937	1,305,829	1,151,585	2,556,937	6,321,288	10,574,129	1.8%
富山県	639	2,570,174	532,315	1,708,504	422,980	1,088,389	3,752,187	6,322,361	1.1%
石川県	534	3,515,253	526,309	1,662,052	494,250	1,175,677	3,858,288	7,373,541	1.3%
福井県	423	3,322,383	387,320	1,374,566	365,163	1,066,851	3,193,900	6,516,283	1.1%
山梨県	386	2,058,954	486,884	503,161	438,443	1,412,467	2,840,955	4,899,909	0.8%
長野県	1,341	2,851,057	1,086,210	1,039,327	785,106	3,067,619	5,978,261	8,829,318	1.5%
岐阜県	951	7,968,563	1,219,283	897,153	887,058	2,539,286	5,542,781	13,511,344	2.4%
静岡県	1,646	17,782,088	2,197,573	1,788,505	2,047,093	3,711,244	9,744,414	27,526,502	4.9%
愛知県	2,517	17,795,424	3,707,456	4,463,027	3,159,764	5,298,895	16,629,143	34,424,566	6.1%
三重県	837	8,151,754	794,309	1,007,786	1,030,130	2,568,223	5,400,449	13,552,202	2.4%
滋賀県	651	5,109,703	439,869	393,863	402,186	1,896,203	3,132,122	8,241,824	1.4%
京都府	706	3,239,311	835,430	753,937	728,155	2,305,426	4,622,948	7,862,259	1.4%
大阪府	1,947	6,853,419	4,584,496	4,041,088	2,209,524	4,759,790	15,594,898	22,448,317	4.0%
兵庫県	1,852	9,324,191	2,017,119	2,299,565	1,461,252	3,882,347	9,660,282	18,984,473	3.3%
奈良県	386	1,150,792	459,595	379,395	546,165	1,617,392	3,002,547	4,153,339	0.7%
和歌山県	362	2,992,990	452,280	1,257,483	869,163	1,218,146	3,797,071	6,790,061	1.2%
鳥取県	319	935,363	189,541	604,589	325,751	879,612	1,999,493	2,934,856	0.5%
島根県	317	2,271,747	269,023	558,574	520,976	1,037,475	2,386,048	4,657,796	0.8%
岡山県	931	6,861,465	707,208	1,286,842	1,001,923	2,141,874	5,137,847	11,999,312	2.1%
広島県	1,004	11,132,030	1,245,245	1,982,538	1,323,223	2,825,890	7,376,897	18,508,927	3.3%
山口県	636	5,700,622	428,178	3,631,159	808,722	1,709,588	6,577,647	12,278,270	2.1%
徳島県	340	694,038	326,631	1,011,408	712,582	936,027	2,986,648	3,680,686	0.6%
香川県	417	6,288,975	366,493	700,559	679,407	1,157,998	2,904,457	9,193,432	1.6%
愛媛県	548	5,353,859	546,944	1,492,767	998,336	1,569,905	4,607,953	9,961,812	1.7%
高知県	211	505,633	329,072	992,158	594,988	908,753	2,824,970	3,330,603	0.5%
福岡県	1,434	7,512,460	1,511,131	3,295,072	2,017,846	3,561,035	10,385,085	17,897,544	3.1%
佐賀県	385	1,835,492	327,123	957,087	510,801	1,188,504	2,983,515	4,819,006	0.8%
長崎県	368	3,019,245	420,435	1,647,707	831,443	1,510,517	4,410,103	7,429,347	1.3%
熊本県	647	2,824,720	573,827	2,750,637	945,924	1,982,588	6,252,977	9,077,696	1.6%
大分県	379	1,300,509	415,011	855,315	771,067	1,490,807	3,532,199	4,832,708	0.8%
宮崎県	371	3,224,294	436,363	2,238,984	681,066	1,324,434	4,680,848	7,905,142	1.4%
鹿児島県	504	497,869	626,050	3,058,332	1,183,407	1,811,070	6,678,859	7,176,728	1.2%
沖縄県	165	1,498,434	414,644	749,693	618,421	1,143,485	2,926,243	4,424,677	0.7%
合計	40,980	245,393,421	52,712,772	99,142,699	50,028,698	113,194,368	315,078,537	560,471,958	100%
割合(%)		43.78%	9.41%	17.69%	8.93%	20.20%	56.22%	100%	

※ 対象業種、移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なる。

排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類は除き小数点第一位まで）の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

## 届出排出量・移動量の経年変化の概要について

化学物質排出把握管理促進法に基づき事業者から届け出のあった排出量及び移動量の集計結果について、前年度までの集計結果\*と比較した結果は以下のとおりです。

なお、平成13、14年度届出分については、届出事業所の対象化学物質の取扱量要件が5トンであることに留意する必要があります（平成15年度届出分から取扱量要件は1トンに引き下げ）。

※平成17年度データについては、昨年2月の公表後に変更された届出事項を反映したものをを用いています。

### (1) 届出状況

届出のあった全国の事業所総数は、18年度は40,980事業所となっており、前年度と比べて増加しています。また、電子情報処理組織による届出の占める割合が増加傾向にあります。

表1. 届出方法別にみた届出状況（ ）内は全届出に占める割合

届出方法 \ 年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
紙による届出	32,293 (92.7%)	31,221 (90.5%)	34,999 (85.2%)	27,124 (67.3%)	24,689 (60.5%)	23,345 (57.0%)
磁気ディスクによる届出	2,061 (5.9%)	2,021 (5.9%)	2,517 (6.1%)	1,560 (3.9%)	1,267 (3.1%)	1,190 (2.9%)
電子情報処理組織による届出	466 (1.3%)	1,255 (3.6%)	3,559 (8.7%)	11,647 (28.9%)	14,839 (36.4%)	16,445 (40.1%)

**(2) 届出排出量・移動量**

排出先別の届出排出量・移動量は表2のとおりです。平成18年度(以下、特に年度を明示していない排出量等については平成18年度のもの指す。)に事業者から届出のあった総届出排出量・移動量は約471千トンであり、前年度と比較して約4%減少しました。また、総排出量は約245千トン(同比5%減少)、総移動量は約225千トン(同比2%減少)となっています。

表2. 届出排出量・移動量の経年変化

排出先		H13	H14	H15	H16	H17	H18
排出量 (トン/年)	大気	279,478	255,629	251,196	232,648	225,682	216,800
	公共用水域	12,631	12,041	12,547	11,228	10,949	10,547
	土壌	234	299	250	252	234	137
	埋立	20,451	22,429	27,290	24,609	22,173	17,909
	合計	312,794	290,398	291,282	268,737	259,038	245,393
移動量 (トン/年)	廃棄物	212,415	207,166	232,297	225,818	226,832	223,142
	下水道	3,973	2,977	3,108	2,891	2,599	2,285
	合計	216,389	210,143	235,405	228,709	229,430	225,427
排出量・移動量 合計(トン/年)		529,182	500,541	526,687	497,446	488,468	470,821

**(3) 化学物質の種類別の届出排出量・移動量****①届出排出量・移動量上位10物質**

届出排出量・移動量上位10物質は表3のとおりです。上位10物質の構成と順位は前年度と同じです。

表3. 平成18年度届出排出量・移動量上位10物質と前年度までの量

順位	対象物質		届出排出量・移動量合計(トン/年)					
	物質 番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	227	トルエン	178,002	169,568	169,849	157,770	160,390	155,132
2	63	キシレン	65,338	59,418	61,308	59,445	57,688	56,956
3	145	塩化メチレン	37,308	33,448	34,018	31,874	32,955	30,114
4	311	マンガン及びその化合物	23,953	29,265	32,583	32,120	32,114	29,408
5	40	エチルベンゼン	12,555	12,840	16,607	17,069	18,869	20,154
6	230	鉛及びその化合物	17,560	16,751	17,670	16,699	16,547	17,353
7	172	N, N-ジメチルホルムアミド	16,291	13,420	15,509	15,330	14,635	14,136
8	68	クロム及び三価クロム化合物	13,541	12,853	14,635	13,900	12,267	12,380
9	43	エチレングリコール	7,936	8,149	15,788	15,166	11,472	11,657
10	211	トリクロロエチレン	8,164	8,322	8,579	8,022	8,233	7,191
上位10物質の合計			380,648	364,034	386,547	367,395	365,171	354,480
合計			529,182	500,541	526,687	497,446	488,468	470,821

## ②届出排出量上位 10 物質

届出排出量上位 10 物質は表 4 のとおりです。上位 10 物質の構成は、前年度と比べて砒素及びその化合物がランク外になるなど、入れ替わりがみられます。

表 4. 平成 18 年度届出排出量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		排出量合計(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	227	トルエン	132,546	122,900	119,147	109,144	105,790	101,807
2	63	キシレン	52,391	47,521	48,498	46,413	44,684	43,920
3	145	塩化メチレン	27,342	25,469	24,695	22,058	22,244	19,669
4	40	エチルベンゼン	9,159	9,982	12,845	13,868	15,132	16,293
5	230	鉛及びその化合物	9,253	9,556	9,963	8,575	8,267	8,976
6	311	マンガン及びその化合物	4,792	4,504	8,723	8,589	7,069	6,797
7	172	N, N-ジメチルホルムアミド	6,334	5,223	4,763	4,345	4,333	4,782
8	211	トリクロロエチレン	6,346	6,045	5,780	4,990	5,128	4,755
9	241	二硫化炭素	7,078	4,997	5,056	4,942	4,259	4,360
10	304	ほう素及びその化合物	2,258	2,504	3,040	3,023	3,140	3,205
上位10物質の合計			257,499	238,701	242,510	225,947	220,046	214,564
合計			312,794	290,398	291,282	268,737	259,038	245,393

## 1) 大気への届出排出量上位 10 物質

大気への届出排出量上位 10 物質は表 5 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、6 番目の N, N-ジメチルホルムアミドと 7 番目の二硫化炭素が入れ替わっています。

表 5. 平成 18 年度大気への届出排出量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		大気への届出排出量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	227	トルエン	132,419	122,783	119,050	109,051	105,696	101,736
2	63	キシレン	52,355	47,492	48,460	46,366	44,649	43,882
3	145	塩化メチレン	27,322	25,449	24,681	22,048	22,234	19,657
4	40	エチルベンゼン	9,157	9,980	12,842	13,866	15,131	16,291
5	211	トリクロロエチレン	6,341	6,042	5,775	4,987	5,125	4,752
6	172	N, N-ジメチルホルムアミド	6,040	4,614	3,932	4,039	4,023	4,490
7	241	二硫化炭素	6,938	4,905	4,953	4,843	4,181	4,273
8	177	スチレン	4,594	4,005	3,779	3,410	3,340	2,891
9	96	塩化メチル	4,403	3,867	3,658	3,415	2,153	1,892
10	200	テトラクロロエチレン	2,296	2,251	1,977	1,703	2,007	1,790
上位10物質の合計			251,864	231,388	229,108	213,729	208,538	201,655
合計			279,478	255,629	251,196	232,648	225,682	216,800



## 2) 公共用水域への届出排出量上位 10 物質

公共用水域への届出排出量上位 10 物質は表 6 のとおりです。上位 10 物質の構成は、前年度と比べてクロロホルムがランク外になるなど、入れ替わりがみられます。

表 6. 平成 18 年度公共用水域への届出排出量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		公共用水域への届出排出量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	304	ほう素及びその化合物	2,130	2,392	2,887	2,873	2,997	3,061
2	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	3,236	2,938	2,954	2,754	2,874	2,741
3	311	マンガン及びその化合物	1,039	1,085	1,052	1,011	815	873
4	1	亜鉛の水溶性化合物	640	562	636	641	626	607
5	43	エチレングリコール	1,845	1,449	988	921	792	601
6	172	N, N-ジメチルホルムアミド	294	608	830	305	310	292
7	307	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	226	220	249	217	191	203
8	181	チオ尿素	115	180	242	186	155	155
9	61	ε-カプロラクタム	200	205	179	158	234	138
10	46	エチレンジアミン	161	166	142	101	111	130
上位10物質の合計			9,885	9,805	10,159	9,168	9,105	8,802
合計			12,631	12,041	12,547	11,228	10,949	10,547

## 3) 事業所内の土壌への届出排出量上位 10 物質

土壌への届出排出量上位 10 物質は表 7 のとおりです。上位 10 物質の構成は、前年度と比べて入れ替わりがみられます。

表 7. 平成 18 年度事業所内の土壌への届出排出量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		事業所内の土壌への届出排出量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	43	エチレングリコール	181.31	250.56	237.01	245.05	229.02	134.02
2	177	スチレン	46.24	42.02	5.31	1.13	1.81	0.99
3	243	バリウム及びその水溶性化合物	3.80	4.62	4.99	2.99	1.74	0.81
4	199	テトラクロロイソフタロニトリル	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.16
5	30	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物	0.35	0.08	0.07	0.15	0.16	0.13
6	68	クロム及び三価クロム化合物	0.07	0.01	0.15	0.22	0.12	0.11
7	25	アンチモン及びその化合物	0.01	0.00	0.03	0.04	0.05	0.06
8	304	ほう素及びその化合物	0.04	0.01	0.07	0.04	0.10	0.05
9	172	N, N-ジメチルホルムアミド	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.04
10	145	塩化メチレン	0.04	0.06	0.06	0.02	0.01	0.04
上位10物質の合計			231.85	297.36	247.68	249.69	233.11	136.40
合計			233.98	299.03	249.52	252.28	234.48	136.54

## 4) 事業所内の埋立処分の届出排出量上位 10 物質

埋立処分の届出排出量上位 10 物質は表 8 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、6 番目のカドミウム及びその化合物以降以下において若干の順位の変動がみられます。

表 8. 平成 18 年度事業所内の埋立処分の届出排出量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		事業所内の埋立処分の届出排出量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	230	鉛及びその化合物	9,165	9,484	9,885	8,496	8,217	8,931
2	311	マンガン及びその化合物	3,716	3,387	7,633	7,545	6,214	5,887
3	252	砒素及びその無機化合物	5,983	7,148	6,468	6,144	5,782	1,295
4	25	アンチモン及びその化合物	1	1,201	1,011	1,064	1,128	1,256
5	1	亜鉛の水溶性化合物	12	74	1,537	178	263	282
6	60	カドミウム及びその化合物	155	119	146	119	117	85
7	68	クロム及び三価クロム化合物	593	489	370	448	248	54
8	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	27	0	16	18	23	45
9	232	ニッケル化合物	136	110	121	159	142	39
10	178	セレン及びその化合物	24	22	18	21	24	16
上位10物質の合計			19,811	22,035	27,204	24,193	22,158	17,890
合計			20,451	22,429	27,290	24,609	22,173	17,909

## ③届出移動量上位 10 物質

届出移動量上位 10 物質は表 9 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、6 番目のエチレングリコールと 7 番目の N, N-ジメチルホルムアミドが入れ替わっています。

表 9. 平成 18 年度届出移動量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		移動量合計(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	227	トルエン	45,456	46,668	50,701	48,626	54,599	53,326
2	311	マンガン及びその化合物	19,161	24,761	23,860	23,531	25,045	22,611
3	63	キシレン	12,947	11,897	12,810	13,032	13,004	13,036
4	68	クロム及び三価クロム化合物	12,868	12,309	14,212	13,406	11,976	12,282
5	145	塩化メチレン	9,966	7,979	9,323	9,816	10,711	10,445
6	43	エチレングリコール	5,118	5,668	13,881	13,393	9,850	10,366
7	172	N, N-ジメチルホルムアミド	9,957	8,196	10,747	10,986	10,302	9,354
8	230	鉛及びその化合物	8,308	7,195	7,707	8,123	8,280	8,377
9	1	亜鉛の水溶性化合物	6,880	5,557	5,214	5,091	5,110	5,486
10	272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	5,056	5,125	5,494	5,522	4,942	5,303
上位10物質の合計			135,717	135,355	153,950	151,527	153,821	150,584
合計			216,389	210,143	235,405	228,709	229,430	225,427

## 1) 事業所外への廃棄物としての届出移動量上位 10 物質

廃棄物としての届出移動量上位 10 物質は表 10 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、6 番目のエチレングリコールと 7 番目の N, N-ジメチルホルムアミドが入れ替わっています。

表 10. 平成 18 年度事業所外への廃棄物としての届出移動量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		事業所外への廃棄物としての届出移動量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	227	トルエン	45,391	46,628	50,663	48,585	54,545	53,280
2	311	マンガン及びその化合物	19,153	24,755	23,851	23,524	25,039	22,605
3	63	キシレン	12,894	11,850	12,785	13,010	12,982	13,012
4	68	クロム及び三価クロム化合物	12,857	12,278	14,167	13,387	11,963	12,268
5	145	塩化メチレン	9,965	7,971	9,312	9,811	10,707	10,442
6	43	エチレングリコール	4,729	5,379	13,533	13,066	9,564	10,115
7	172	N, N-ジメチルホルムアミド	9,003	7,248	9,703	9,940	9,331	8,687
8	230	鉛及びその化合物	8,307	7,195	7,707	8,123	8,280	8,376
9	1	亜鉛の水溶性化合物	6,857	5,539	5,186	5,067	5,083	5,463
10	272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	5,056	5,125	5,494	5,522	4,942	5,302
上位10物質の合計			134,213	133,968	152,401	150,035	152,435	149,550
合計			212,415	207,166	232,297	225,818	226,832	223,142

## 2) 下水道への届出移動量上位 10 物質

下水道への届出移動量上位 10 物質は表 11 のとおりです。上位 10 物質の構成は、前年度と比べてバリウム及びその化合物がランク外になるなど、入れ替わりがみられます。

表 11. 平成 18 年度下水道への届出移動量上位 10 物質と前年度までの量

順位	対象物質		事業所外への下水道としての届出移動量(トン/年)					
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	172	N, N-ジメチルホルムアミド	955	948	1,044	1,045	971	668
2	43	エチレングリコール	389	289	348	327	286	250
3	16	2-アミノエタノール	256	105	133	138	169	186
4	307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	168	149	150	147	134	147
5	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	93	106	136	147	139	141
6	310	ホルムアルデヒド	114	93	105	83	69	101
7	56	酸化プロピレン	28	92	84	92	86	83
8	309	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	283	68	61	69	75	54
9	314	メタクリル酸	0	11	54	30	40	51
10	227	トルエン	65	40	38	41	55	46
上位10物質の合計			2,349	1,900	2,153	2,119	2,024	1,727
合計			3,973	2,977	3,108	2,891	2,599	2,285

(4) 業種別の届出排出量・移動量

業種別の届出排出量・移動量は図1のとおりです。

図1. 業種別の届出排出量・移動量の推移

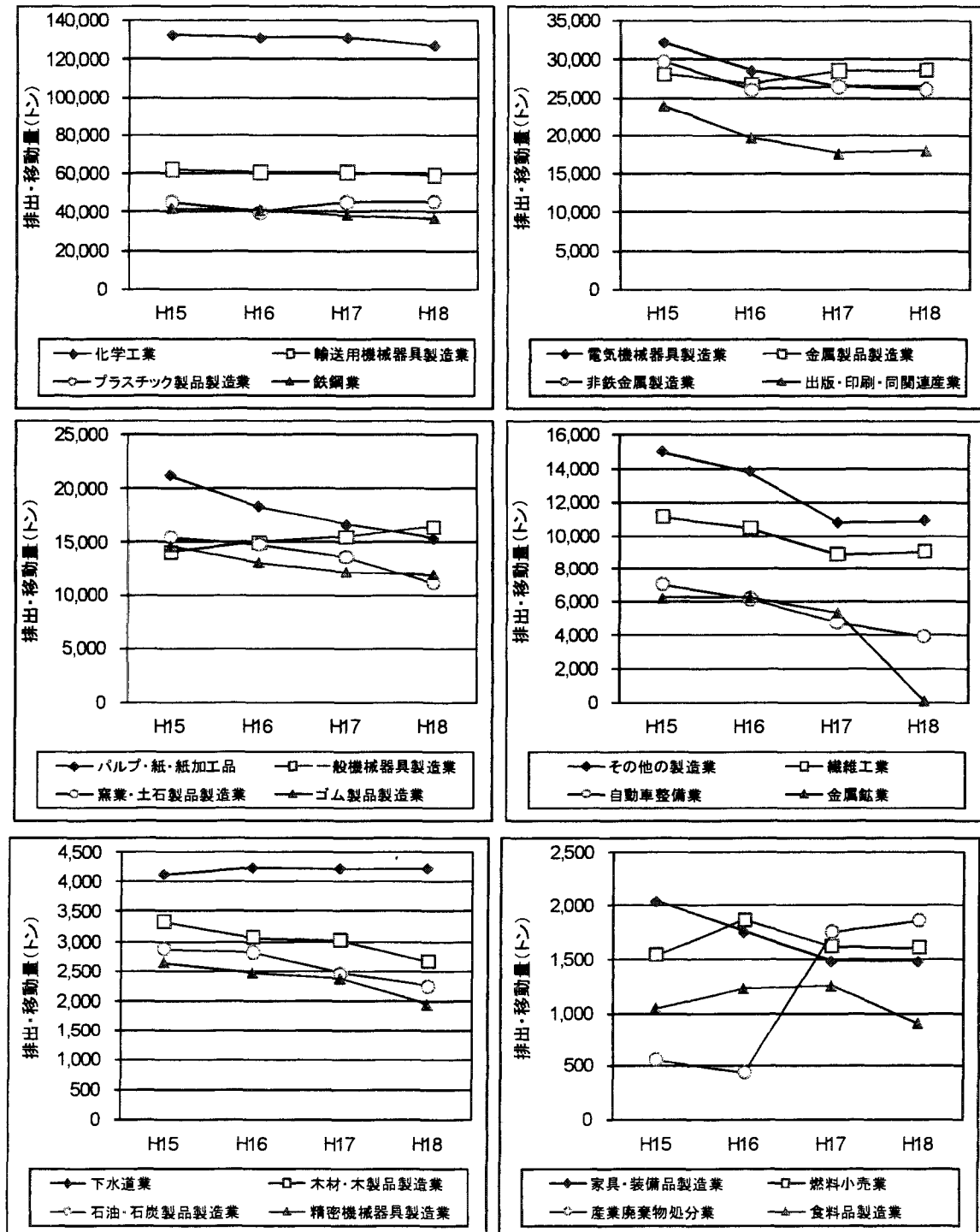
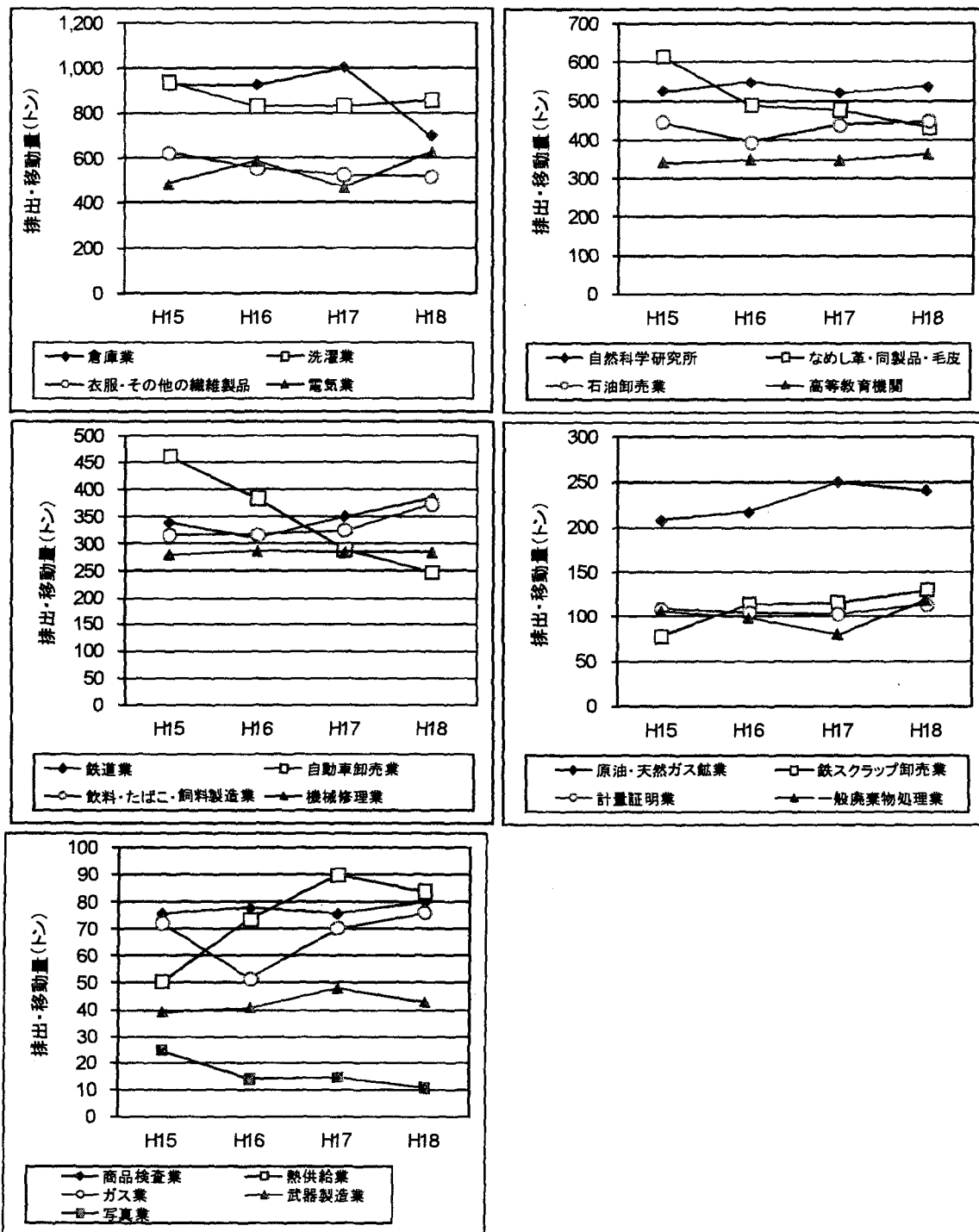


図1. 業種別の届出排出量・移動量の推移 (続き)



(5) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

特定第一種指定化学物質の物質別・排出先別の届出排出量・移動量は図2のとおりです。

図2. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移

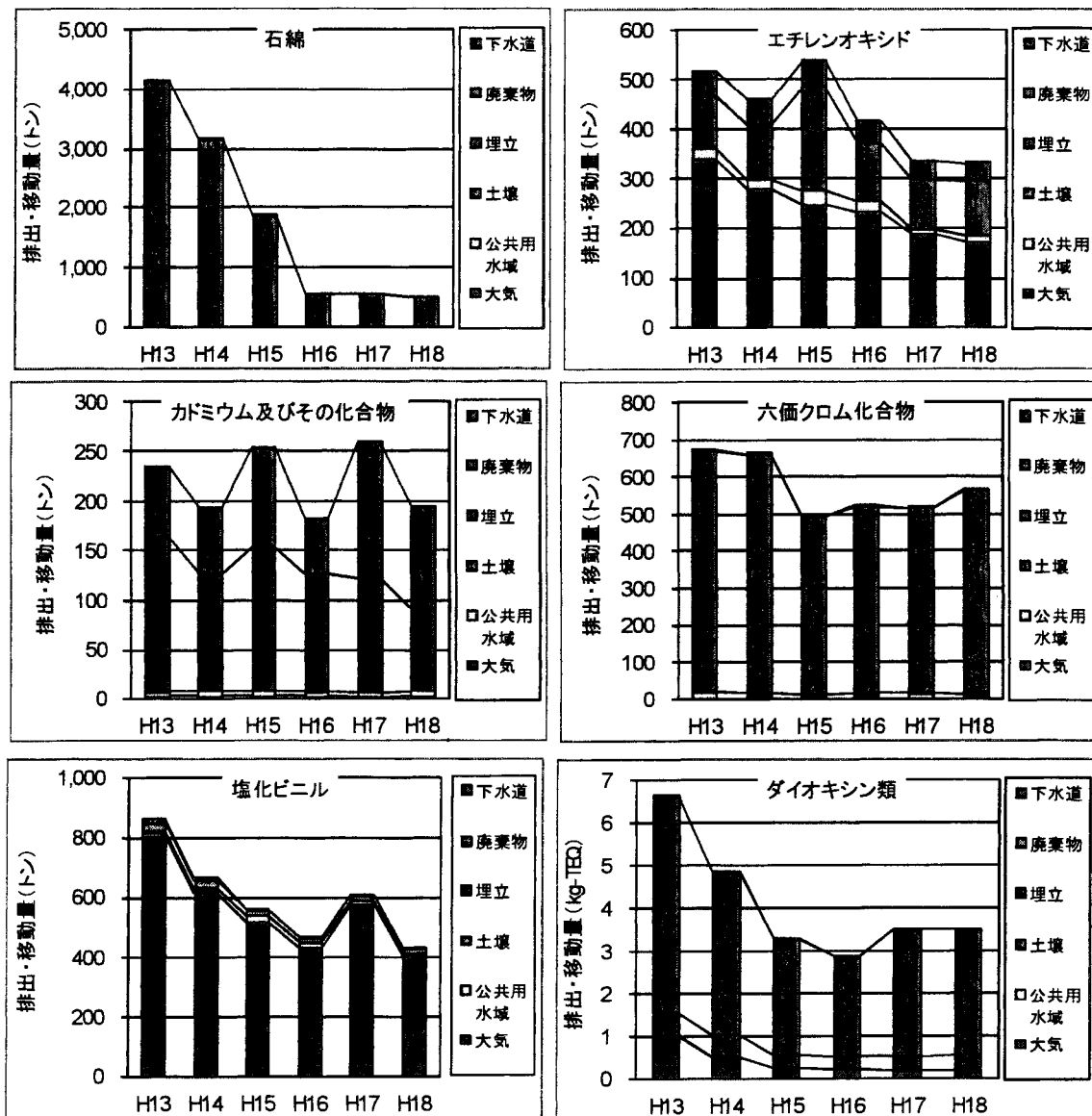
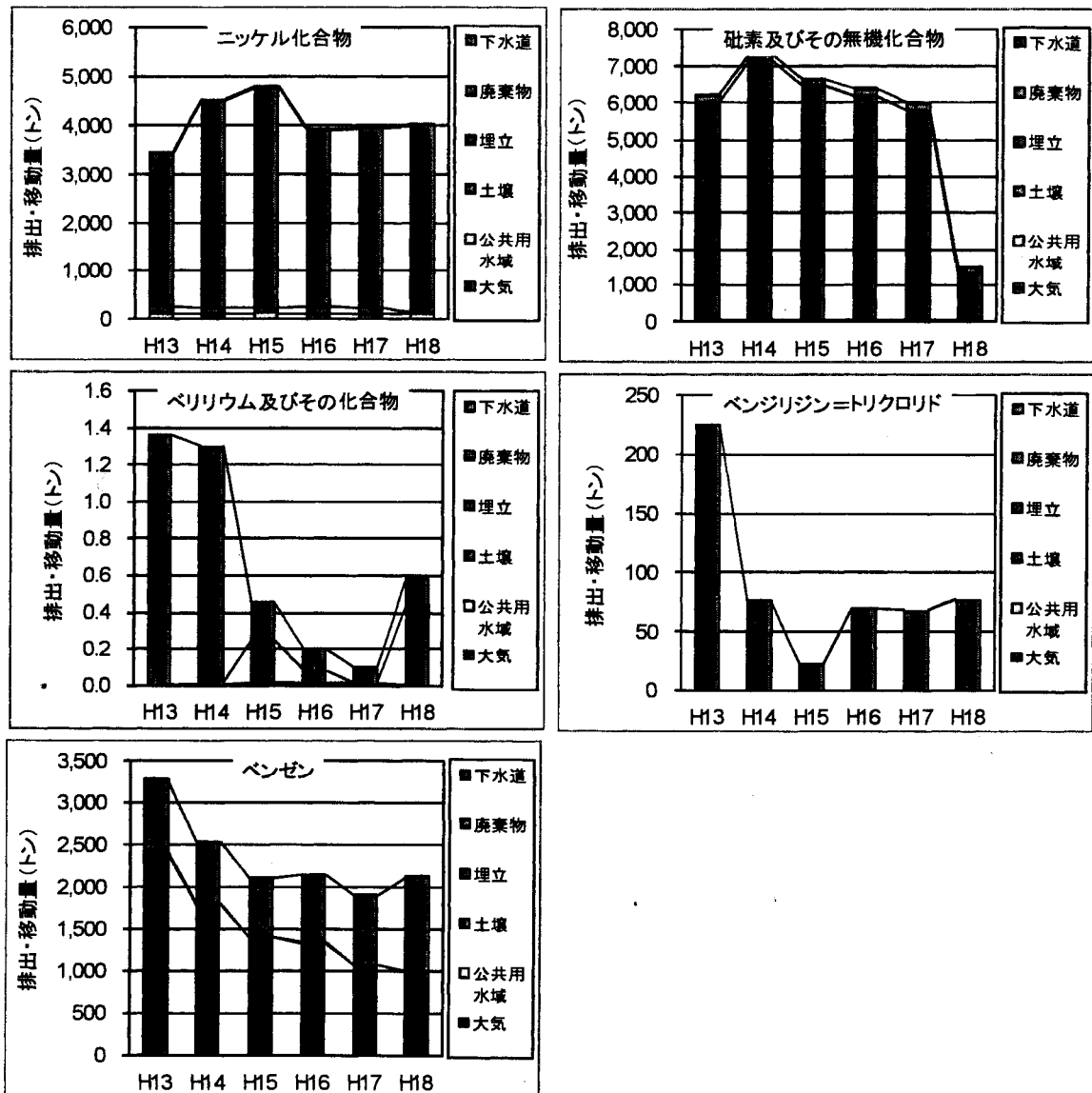


図2. 平成18年度及び前年度までの特定第一種指定化学物質の排出量・移動量(続き)



### (参考) 用語の解説

- ・ 届出排出量：事業者が自ら把握して国に届出した排出量のこと。大気、公共用水域、土壌、事業所内への埋立処分の4つの区分がある。
- ・ 届出移動量：事業者が自ら把握して国に届出した移動量のこと。事業所外への廃棄物、下水道の2つの区分がある。
- ・ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸地域など、公共の用に供される水域のこと。
- ・ 届出外排出量：事業者による届出が義務付けられていない分野からの排出量のこと。国が推計することとされており、①対象業種からの届出外排出量、②非対象業種からの排出量、③家庭からの排出量、④移動体からの排出量の4つの区分がある。
- ・ 集計と推計：「集計」とは、事業者からの届出データを化学物質別、都道府県別、業種別、従業員数別に集計すること。「推計」とは、届出データ以外の排出源からの環境への排出について、既存の統計資料や実測データを用いて環境中へ排出される割合を算定し、届出外排出量として推計すること。
- ・ 対象業種からの届出外排出量：届出対象業種を営む事業者のうち、従業員数(21人以上)、取扱量(年間1トン以上)などの要件を満たさない事業者からの排出量のこと。
- ・ 非対象業種からの排出量：農業や建設業など、届出の対象となっていない業種を営む事業者からの排出量のこと。
- ・ 家庭からの排出量：一般家庭における殺虫剤、洗剤などの家庭用製品の使用に伴う排出量のこと。
- ・ 移動体からの排出量：自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機など、移動体の運行に伴う排出量のこと。
- ・ 特定第一種指定化学物質：PRTR届出対象である第一種指定化学物質のうち、発がん性の有する12物質のこと。事業者の取扱量要件が1トン→0.5トン、製品の要件として、含有率が1%以上→0.1%以上、にそれぞれ引き下げられている。



# 化管法見直し合同会合中間とりまとめ<概要>

資料 4

## 見直し検討の背景

○施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨が規定

○中環審と産構審の合同会合により、見直し審議

## 化管法の役割と施行状況

○事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進

○PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり

○MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着

○現行の役割を維持することが適当

## PRTR制度に関する課題と方向性

【方向性1】〈施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化〉

### I. 対象物質の見直し

・GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用

### II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

・建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

### III. 届出事項の追加

・廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加

### IV. 排出量の把握手法や推計手法の改善

・算出マニュアルの継続的改善を実施

### V. 未届出事業者に対する対応

・悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

【方向性2】〈PRTRデータの多面的利用の促進〉

### I. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更

### II. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供

・地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組  
・事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

## MSDS制度に関する課題と方向性

I. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用

II. GHSとの整合に向けた対応の検討

## 化学物質の自主管理に関する課題と方向性

I. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化

II. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化

III. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援

IV. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

さらに化審法を中心に審議を行い、必要に応じて両法の一体的な改正を指向

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめ  
＜抜粋＞

Ⅲ. PRTR制度に関する課題と方向性

1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し

(1) 化管法の対象となる指定化学物質について

化管法では、有害性と暴露性の双方の観点から、対象となる化学物質を指定している。

具体的には、政令において、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質として81物質が指定されている。

一方、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、これらの指定化学物質については、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきである。また、その際、5年間のPRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況、環境リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。

なお、化管法における物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、化学品の分類及び表示に関する世界表示システム(GHS)との整合化を目指すべきである。また、特定第一種指定化学物質については、現行では、人に対する発がん性があると判断された物質を指定しているが、GHSとの整合性を踏まえ、新たなエンドポイントの追加(例えば、ヒト生殖細胞に対する変異原性や人に対する生殖毒性)を検討すべきである。

さらに、今後とも、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に  
基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（報告）

平成20年6月

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会

化学物質審議会管理部会

中央環境審議会環境保健部会P R T R対象物質等専門委員会

（化管法対象物質見直し合同会合）

## 1. 背景

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、「化管法」という。）に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定については、以下の法律の基本的考え方に基づき、平成12年2月の関係審議会答申（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（答申）（平成12年2月）」、以下、「前回答申」という。）で具体的な選定基準が定められ、それに従って物質選定が行われている。

PRTR（化学物質排出・移動量届出制度：Pollutant Release and Transfer Register）及びMSDS（化学物質等安全データシート：Material Safety Data Sheet）の対象化学物質となるのが「第一種指定化学物質」であり、法においては、

- ① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、
- ② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの、
- ③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、

のいずれかに該当し、かつ、

- ④ その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものとされている（法第2条第2項）。

また、MSDSのみの対象となる「第二種指定化学物質」は、上の①から③のいずれかに該当し、かつ、

- ④' その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質で政令で定めるものとされている（法第2条第3項）。

具体的には、政令において、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質として81物質が指定されている（化管法施行令第1条別表第一及び第2条別表第二）。

平成19年8月の「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめ」においては、化管法対象物質について、以下の観点から見直しを実施すべきとされた。

一方、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、これらの指定化学物質については、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきである。また、その際、5年間のPRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況、環境リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。

なお、化管法における物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、化学品の分類及び表示に関する世界表示システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS）との整合化を目指すべきである。また、特定第一種指定化学物質については、現行では、人に対する発がん性があると判断された物質を指定しているが、GHSとの整合性を踏まえ、新たなエンドポイントの追加（例えば、ヒト生殖細胞に対する変異原性や人に対する生殖毒性）を検討すべきである。

さらに、今後とも、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである。

## 2. 化管法対象物質見直しの考え方

上述の背景を踏まえ、化管法対象物質の見直しを進める必要がある。

基本的な考え方として、現行の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見やGHSに関する国連勧告等、PRTR制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から必要に応じた見直しを行うこととする。

具体的には、以下の考え方により物質の再選定を行う。

### <有害性の判断基準>

現行の選定の考え方では、有害性の判断に係る項目として、評価手法が確立して一定のデータの蓄積のある項目としており、1. 発がん性、2. 変異原性、3. 経口慢性毒性、4. 吸入慢性毒性、5. 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性、6. 生殖発生毒性、7. 感作性、8. 生態毒性、9. オゾン層破壊物質、を対象項目として選定し、各項目についてPRTR及びMSDS対象化学物質の具体的な選定基準を設定している。

現時点においても、評価手法の確立及びデータ蓄積の観点からは、上記の9項目を選定することが妥当と考えられる。また、今回の見直しにおいては、有害性の項目及び具体的な選定基準は、現行のものを引き続き採用することとする。なお、GHSとの整合化の推進に関しては、今後、国内外の関係制度との連携を図りながら検討を進めることとする。

### <特定第一種指定化学物質>

前回答申では、有害性ランクで発がん性クラス1の物質を、特に重篤な障害をもたらす物質として特定第一種指定化学物質に指定している。GHSでは、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性等について、混合物の分類における製品中の対象物質の限界濃度を通常の1%から0.1%に切り下げることにより、これらの有害性に対応した管理を強化していることにかんがみ、今回の選定においては、以下のカテゴリーの物質を特定第一種指定化学物質の対象とする。

発がん性 人に対して発がん性あり（現行基準：クラス1、GHS：区分1A）  
（現行対象と同様）

生殖細胞変異原性 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する（GHS：区分1A）

生殖発生毒性 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（現行基準：クラス1、GHS：区分1A）

### <有害性の情報源>

化管法対象物質を選定するための有害性データに関する情報源について、最新の科学的知見を踏まえた情報源に更新する。

具体的には、別表1のとおり、前回答申において用いられた情報源に加えて、GHS危険有害性分類事業（厚生労働省、経済産業省、環境省：平成18年2月～平成19年2月公表）において用いられた情報源を用いることとする。このうち、前回答申において用いられた情報源及びGHS危険有害性分類事業におけるPriority-1情報源の中から試験条件等の信頼性を確認できたものを優先順位1の情報源として用いることとし、当該情報源から情報が得られなかった場合、GHS危険有害性分類事業におけるPriority-2情報源の情報を収集し、上述のデータと同等の試験条件等の信頼性を確認できたものを用いることとする。また、優先順位1の情報源のうち、①発がん性におけるIARC評価、②経口慢性毒性におけるWHO水道水質ガイドライン、EPA水質クライテリア及び日本の水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値、③吸入慢性毒性におけるWHO欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値については、前回答申と同様の優先的な取扱いを行うこととする。

### <環境での存在に関する判断基準>

現行基準では、第一種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が一定量（100トン、農薬及び特定第一種指定化学物質については10トン、オゾン層破壊物質については累積製造輸入量が10トン）以上のもの又は一般環境中で最近10年間に複数地域から検出されたものであって現時点で製造・輸入等の取扱いがないことが明らかであるものを除いたものを対象としている。また、第二種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が1トン以上のもの又は一般環境中で最近10年間に1地域から検出されたものとしている。

化管法施行後5年間（平成13年度～17年度）のPRTR届出・推計結果を見ると、PRTR対象物質354物質のうち、PRTR届出排出・移動量が0であった物質は22物質（6.2%）であり、PRTR届出排出・移動量及び届出外排出量が0であった物質は10物質（2.8%）であり、例外的な物質を除き、環境への排出実態があることが明らかになった。このため、環境中での存在に関する判断基準としては、現行の基準を引き続き採用することとし、データについては、直近のものを用いた評価を行うこととする。

なお、現行の第一種指定化学物質については、環境での存在に関する情報として、製造輸入量及び一般環境中での検出に加えて PRTR に基づく排出・移動実績についても考慮することも場合によっては必要である。すなわち、現行第一種指定化学物質のうち、①1年間の製造輸入量が一定量以上及び②最近10年間で一般環境中複数地点の検出のいずれの条件も満たさなくなったものであっても、PRTR に基づく届出・推計実績がある場合には、初期リスク評価等におけるリスクの懸念等を踏まえ、引き続き第一種指定化学物質として残すこととする。

#### <物質選定>

上記の考え方に基づき、有害性の判断基準と環境での存在に関する判断基準をともに満たす別表2（第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質）、3（第二種指定化学物質）に示す物質を、新たな化管法対象物質として選定することが適当である。

### 3. 今後の課題

今回、化管法対象から除外される現行対象物質のうち、環境での存在（製造・輸入量又は一般環境中での検出）にかかる判断基準を満たさなくなったものについても、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であり、除外に伴う製造量等の増加の可能性もある。このため、このような物質については、引き続き、製造・輸入状況の把握や一般環境中での存在の監視に努める必要がある。さらに、このような物質については、事業者による自主的な取組として、今後とも MSDS の提供を継続することが望まれる。

今回の対象物質見直しにおいては、対象除外物質の確認の際、初期リスク評価の結果を部分的に用いることとしたが、次回の見直しにおいては、今後の評価作業の進展に応じて、初期リスク評価の結果のより一層の活用を検討することとする。また、次回の見直しにおいては、物質選定基準と GHS との一層の整合化を目指すとともに、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立などの課題に引き続き取り組む必要がある。

## 有害性情報の収集・整理のための情報源

エンド ポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定 に用いた情報源
発がん 性	WHO : International Agency for Research on Cancer (IARC : 国際がん研究機関) 米国 EPA (米国環境保護庁) European Union (欧州連合) National Toxicological Program (NTP : 米国国家毒性プログラム) American Conference of Governmental Industrial Hygienists (ACGIH : 米国産業衛生専門家会議) 日本産業衛生学会	<b>Priority-1</b> (財) 化学物質評価研究機構 (CERI) : 「化学物質安全性 (ハザード) データ集」 CERI・(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) : 「化学物質有害性評価書」 NITE : 「化学物質の初期リスク評価書」 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」 化学物質点検推進連絡協議会 環境省 : 「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report WHO/IPCS : EHC WHO/IPCS : Concise International	<b>【優先順位 1】</b> 「前回答申の情報源」
変異原 性	EU WHO/IPCS : Environmental Health Criteria (EHC : 環境保健クライテリア) German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance (BUA) report European Center for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC) OECD SIDS (Screening Information Data Set) Initial Assessment Report 厚労省試験報告 : 「化学物質	Chemical Assessment Documents (CICAD : 国際簡潔評価文書) ACGIH : Documentation of the threshold limit values for chemical substances ドイツ学術振興会 (DFG) : Occupational Toxicants Critical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens EU リスク評価書 カナダ環境省 : Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS : Assessment Report ECETOC Patty's Toxicology WHO : IARC 米国 EPA : IRIS NTP	<b>【優先順位 1】</b> 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源  <b>【優先順位 2】</b> 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源



	<p>毒性試験報告」 厚労省：「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集」</p>	<p>日本産業衛生学会：「許容濃度の勧告」 ATSDR: Toxicological Profile  <b>Priority-2</b> 米国国立労働衛生研究所（NIOSH）：</p>	
<p>経口慢性毒性、吸入慢性毒性、作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性</p>	<p>WHO 飲料水質ガイドライン EPA 水質クライテリア 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値 米国 EPA：Integrated Risk Information System (IRIS) WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン 日本の大気汚染に係る環境基準値 ACGIH 日本産業衛生学会 登録農薬 ADI</p>	<p>RTECS WHO/IPCS：「ICSC カード (International Chemical Safety Cards)」 EU European Chemicals Bureau (ECB)：International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) EU 第7次修正指令 Annex I (EU 分類) HSDB: Hazardous Substance Data Bank New Jersey Department of Health and Senior Services：Hazardous Substance Fact Sheet Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens BUA Report Dreisbach's Handbook of Poisoning</p>	<p><b>【優先順位1】</b> 「前回答申の情報源」  「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源  「その他」 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値、食品安全委員会評価書、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議：Joint Meeting on Pesticide Residues ( Jmpr )、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議：Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA)</p> <p><b>【優先順位2】</b> 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
<p>生殖発生毒性</p>	<p>EU リスク警句 (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となるデータがある場合)</p>		<p><b>【優先順位1】</b> 「前回答申の情報源」  「GHS 危険有害性分</p>

			<p>類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
感作性	<p>日本産業衛生学会（気道感作性第 1、2 群） ACGIH（EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となるデータがある場合） EU リスク警句（EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となるデータがある場合）</p>		<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生態毒性	<p>ECETOC 環境省において実施して評価した生態影響試験報告 日本において登録されている農薬に関する公表データ EU リスク警句（根拠となるデータがある場合）</p>	<p><b>Priority-1</b> 環境省「化学物質の生態影響試験について」 環境省：「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report WHO/IPCS：EHC WHO/IPCS：CICAD EU リスク評価書 カナダ環境省：Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS：Assessment Report ECETOC：Technical Report シリーズ・TR91（Aquatic Hazard</p>	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>

		<p>Assessment II) *</p> <p>WHO/FAO Pesticide Data Sheets</p> <p>CERI : 「化学物質安全性 (ハザード) データ集」</p> <p>CERI・NITE : 「化学物質有害性評価書」</p> <p><b>Priority-2</b></p> <p>AQUIRE ( Aquatic Toxicity Information Retrieval)</p> <p>HSDB</p> <p>ECB : ESIS (European Chemical Substances Information System) 、</p> <p>IUCLID</p> <p>ECB : The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification</p> <p>BUA Report</p>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



## 第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質の候補リスト

番号	CAS番号	物質名	特定第一種指定化学物質
1	-	亜鉛の水溶性化合物	
2	79-06-1	アクリルアミド	
3	140-88-5	アクリル酸エチル	
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩	
5	2439-35-2	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	
6	818-61-1	アクリル酸二-ヒドロキシエチル	
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル	
8	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	
9	96-33-3	アクリル酸メチル	
10	107-13-1	アクリロニトリル	
11	107-02-8	アクロレイン	
12	26628-22-8	アジ化ナトリウム	
13	75-07-0	アセトアルデヒド	
14	75-05-8	アセトニトリル	
15	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	
16	83-32-9	アセナフテン	
17	78-67-1	二・二' -アソビスイソブチロニトリル	
18	90-04-0	オルト-アニシジン	
19	62-53-3	アニリン	
20	82-45-1	一-アミノ-九・十-アントラキノン	
21	141-43-5	二-アミノエタノール	
22	1698-60-8	五-アミノ-四-クロロ-二-フェニルピリダジン-三(二H)-オン(別名 クロリダゾン)	
23	120068-37-3	五-アミノ-一-[二・六-ジクロロ-四-(トリフルオロメチル)フェニル]-三-シアノ-四-[ (トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	
24	123-30-8	パラ-アミノフェノール	
25	591-27-5	メタ-アミノフェノール	
26	21087-64-9	四-アミノ-六-ターシャリーブチル-三-メチルチオ-一・二・四-トリアジン-五(四H)-オン(別名 メトリブジン)	
27	107-11-9	三-アミノ-一-プロペン	
28	41394-05-2	四-アミノ-三-メチル-六-フェニル-一・二・四-トリアジン-五(四H)-オン(別名 メタミロン)	
29	107-18-6	アリルアルコール	
30	106-92-3	一-アリルオキシ-二・三-エポキシプロパン	
31	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が一〇から一四までのもの及びその混合物に限る。)	
32	-	アンチモン及びその化合物	
33	120-12-7	アントラセン	
34	1332-21-4	石綿	○
35	4098-71-9	三-イソシアナトメチル-三・五・五-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
36	78-84-2	イソブチルアルデヒド	
37	78-79-5	イソブレン	
38	80-05-7	四・四' -イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	
39	4162-45-2	二・二' -[イソプロピリデンビス[(二・六-ジブromo-四-一-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	
40	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	
41	149877-41-8	イソプロピル=二-(四-メトキシビフェニル-三-イル)ヒドラジノホルマート(別名 ビフェナゼート)	
42	66332-96-5	三' -イソプロポキシ-二-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名 フルトラニル)	
43	96-45-7	二-イミダゾリジンチオン	
44	13516-27-3	一・一' -[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	
45	-	インジウム及びその化合物	
46	75-08-1	エタンチオール	
47	76578-14-8	エチル=二-[四-(六-クロロ-二-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	
48	36335-67-8	O-エチル=O-(六-ニトロ-m-トリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
49	2104-64-5	O—エチル=O—四—ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	
50	40487-42-1	N—(—エチルプロピル)—ニ・六—ジニトロ—三・四—キシリジン(別名ペンディメタリン)	
51	2212-67-1	S—エチル=ヘキサヒドロ—H—アゼピン—カルボチオアート(別名モリネート)	
52	149-57-5	二—エチルヘキサン酸	
53	83130-01-2	エチル=(Z)—三—[N—ベンジル—N—[[メチル(—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)	
54	100-41-4	エチルベンゼン	
55	98886-44-3	O—エチル=S——メチルプロピル=(二—オキソ—三—チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	
56	151-56-4	エチレンイミン	
57	75-21-8	エチレンオキシド	○
58	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	
59	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	
60	107-15-3	エチレンジアミン	
61	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
62	12427-38-2	N・N' —エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ(別名マンネブ)	
63	8018-01-7	N・N' —エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN・N' —エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	
64	85-00-7	—・—' —エチレン—ニ・ニ' —ピピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	
65	80844-07-1	二—(四—エトキシフェニル)—ニ—メチルプロピル=三—フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブロックス)	
66	106-89-8	エピクロロヒドリン	
67	106-88-7	—・ニ—エポキシブタン	
68	556-52-5	ニ・三—エポキシ—プロパノール	
69	75-56-9	—・ニ—エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	
70	122-60-1	ニ・三—エポキシプロピル=フェニルエーテル	
71	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	
72	7705-08-0	塩化第二鉄	
73	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	
74	111-87-5	—オクタノール	
75	1806-26-4	p—オクチルフェノール	
76	-	カドミウム及びその化合物	○
77	105-60-2	ε—カプロラクタム	
78	156-62-7	カルシウムシアナミド	
79	105-67-9	ニ・四—キシレノール	
80	576-26-1	ニ・六—キシレノール	
81	-	キシレン	
82	91-22-5	キノリン	
83	-	銀及びその水溶性化合物	
84	98-82-8	クメン	
85	107-22-2	グリオキサール	
86	111-30-8	グルタルアルデヒド	
87	-	クレゾール	
88	-	クロム及び三価クロム化合物	
89	-	六価クロム化合物	○
90	-	クロロアニリン	
91	1912-24-9	ニ—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—・三・五—トリアジン(別名アトラジン)	
92	21725-46-2	ニ—(四—クロロ—六—エチルアミノ—・三・五—トリアジン—ニ—イル)アミノ—ニ—メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)	
93	129558-76-5	四—クロロ—三—エチル—メチル—N—[四—(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール—五—カルボキサミド(別名 トルフェンピラド)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
94	51218-45-2	二クロロニ―エチルN―(ニメトキシ―メチルエチル)― 六―メチルアセトアニリド(別名メラクロール)	
95	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	○
96	7085-19-0	(RS)―ニ―(四―クロロ―オルト―トリルオキシ)プロパン酸(別名メコ ブロップ)	
97	79622-59-6	三―クロロ―N―(三―クロロ―五―トリフルオロメチル―ニ―ピリジル) ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―ニ・六―ジニトロ―p―ト ルイジン(別名フルアジナム)	
98	119446-68-3	―([ニ―[ニ―クロロ―四―(四―クロロフェノキシ)フェニル]―四―メ チル―・三―ジオキソラン―ニ―イル]メチル)―H―・ニ・四―トリ アゾール(別名ジフェノコナゾール)	
99	611-19-8	―クロロ―ニ―(クロロメチル)ベンゼン	
100	79-11-8	クロロ酢酸	
101	105-39-5	クロロ酢酸エチル	
102	51218-49-6	二クロロニ―・六―ジエチルN―(ニ―プロポキシエチル)アセ トアニリド(別名プレチラクロール)	
103	15972-60-8	二クロロニ―・六―ジエチルN―(メキシメチル)アセトアニリド (別名アラクロール)	
104	97-00-7	―クロロ―ニ・四―ジニトロベンゼン	
105	75-68-3	―クロロ―・―ジフルオロエタン(別名HCFC―四二b)	
106	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC―二二)	
107	2837-89-0	二クロロ―・―・ニ―テトラフルオロエタン(別名HCFC―二四)	
108	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC―三三)	
109	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC―一三)	
110	95-49-8	オルトクロロトルエン	
111	106-43-4	パラクロロトルエン	
112	121-87-9	二クロロ―四―ニトロアニリン	
113	88-73-3	二クロロニトロベンゼン	
114	122-34-9	二クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―・三・五―トリアジン(別名 シマジン又はCAT)	
115	133220-30-1	(RS)―ニ―[ニ―(三―クロロフェニル)―ニ・三―エポキシプロピル] ―ニ―エチルインダン―・三―ジオン(別名インダノファン)	
116	158237-07-1	四―(ニ―クロロフェニル)―N―シクロヘキシル―N―エチル―四・五― ジヒドロ―五―オキソ―H―テトラゾール―カルボキサミド(別名 フェントラザミド)	
117	107534-96-3	(RS)―――パラクロロフェニル―四・四―ジメチル―三―(H― ・ニ・四―トリアゾール――イルメチル)ペンタン―三―オール(別名 テブコナゾール)	
118	88671-89-0	ニ―(四―クロロフェニル)―ニ―(H―・ニ・四―トリアゾール― ―イルメチル)ヘキサニトリル(別名マイクロブタニル)	
119	114369-43-6	(RS)―四―(四―クロロフェニル)―ニ―フェニル―ニ―(H―・ ニ・四―トリアゾール――イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコ ナゾール)	
120	95-57-8	オルトクロロフェノール	
121	106-48-9	パラクロロフェノール	
122	598-78-7	二クロロプロピオン酸	
123	107-05-1	三―クロロプロペン(別名塩化アリル)	
124	78587-05-0	(四RS・五RS)―五―(四―クロロヘキシル)―N―シクロヘキシル―四 ―メチル―ニ―オキソ―・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド(別 名ヘキシチアゾクス)	
125	99485-76-4	―(ニ―クロロベンジル)―三―(―メチル―フェニルエチル)ウ レア(別名クミロン)	
126	108-90-7	クロロベンゼン	
127	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC―一五)	
128	67-66-3	クロロホルム	
129	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	
130	59-50-7	四―クロロ―三―メチルフェノール	
131	94-74-6	(四―クロロ―ニ―メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	
132	563-47-3	三―クロロ―ニ―メチル―プロペン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
133	-	コバルト及びその化合物	
134	111-15-9	酢酸二-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	
135	108-05-4	酢酸ビニル	
136	110-49-6	酢酸二-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	
137	90-02-8	サリチルアルデヒド	
138	420-04-2	シアナミド	
139	139920-32-4	(RS)-二-シアノ-N-[(R)-二-(二-四-ジクロロフェニル)エチル]-三-三-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツ)	
140	66841-25-6	(S)-アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル=(R・三S)-二-二-ジメチル-三-(一-二-二-ニ-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名 トラロメリン)	
141	39515-41-8	(RS)-アルファーシアノ-三-フェノキシベンジル=二-二-三-三-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 フェンプロパトリン)	
142	57966-95-7	トランス-二-(二-シアノ-二-メトキシイミノアセチル)-三-エチルウレア(別名シモキサニル)	
143	615-05-4	二-四-ジアミノアニソール	
144	101-80-4	四-四'-ジアミノジフェニルエーテル	
145	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
146	100-37-8	二-(ジエチルアミノ)エタノール	
147	29232-93-7	O-二-ジエチルアミノ-六-メチルピリミジン-四-イル=O-O-ジメチルニホスホロチオアート(別名 ピリミホスメチル)	
148	28249-77-6	N-N-ジエチルチオカルバミン酸S-四-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	
149	125306-83-4	N-N-ジエチル-三-(二-四-六-トリメチルフェニルスルホニル)-H-一-二-四-トリアゾール-一-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	
150	56-23-5	四塩化炭素	
151	123-91-1	一-四-ジオキサン	
152	646-06-0	一-三-ジオキソラン	
153	15263-53-3	一-三-ジカルバモイルチオ-二-(N・N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名 カルタップ)	
154	7696-12-0	シクロヘキサ-一-エン-二-ニ-ジカルボキシイミドメチル=(R・S)-シストランス-二-ニ-ジメチル-三-(二-メチルプロパ-一-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名 テトラメリン)	
155	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
156	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
157	-	ジクロロアニリン	
158	107-06-2	一-二-ジクロロエタン	
159	75-35-4	一-一-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	
160	156-59-2	シス-一-二-ジクロロエチレン	
161	101-14-4	三-三'-ジクロロ-四-四'-ジアミノジフェニルメタン	
162	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-一-二)	
163	23950-58-5	三-五-ジクロロ-N-(一-一-ジメチル-二-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	
164	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-一-一-四)	
165	306-83-2	二-二-ジクロロ-一-一-トリフルオロエタン(別名HCFC-一-二三)	
166	95-73-8	二-四-ジクロロトルエン	
167	99-54-7	一-二-ジクロロ-四-ニトロベンゼン	
168	89-61-2	一-四-ジクロロ-二-ニトロベンゼン	
169	36734-19-7	三-(三-五-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-二-四-ジオキソイミダゾリジン-一-カルボキサミド(別名 イプロジオン)	
170	330-54-1	三-(三-四-ジクロロフェニル)-一-一-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	
171	112281-77-3	(RS)-二-(二-四-ジクロロフェニル)-三-(一-H-一-二-四-トリアゾール-一-イル)プロピル=一-一-二-ニ-テトラフルオロエチル=エーテル(別名 テトラコナゾール)	
172	60207-90-1	(二RS・四RS;二RS・四SR)-一-[二-(二-四-ジクロロフェニル)-四-プロピル-一-三-ジオキソラン-二-イルメチル]-一-H-一-二-四-トリアゾール(別名 プロピコナゾール)	



番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
173	153197-14-9	三-[一-(三・五-ジクロロフェニル)-一-メチルエチル]-三・四-ジヒドロ-六-メチル-五-フェニル-ニH-一・三-オキサジン-四-オン(別名 オキサジクロメホン)	
174	50471-44-8	(RS)-三-(三・五-ジクロロフェニル)-五-メチル-五-ビニル-一・三-オキサゾリジン-ニ・四-ジオン(別名 ビンクロゾリン)	
175	330-55-2	三-(三・四-ジクロロフェニル)-一-メトキシ-一-メチル尿素(別名 リニューロン)	
176	94-75-7	二・四-ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四-D又は二・四-PA)	
177	1717-00-6	一・一-ジクロロ-一-フルオロエタン(別名HCFC-一・四-b)	
178	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-二)	
179	78-87-5	一・二-ジクロロプロパン	
180	542-75-6	一・三-ジクロロプロペン(別名D-D)	
181	91-94-1	三・三'-ジクロロベンジジン	
182	-	ジクロロベンゼン	
183	71561-11-0	二-[四-(二・四-ジクロロベンゾイル)-一・三-ジメチル-五-ピラゾリルオキシ]アセトフェン(別名ピラゾキシフェン)	
184	1194-65-6	二・六-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	
185	58011-68-0	四-(二・四-ジクロロベンゾイル)-一・三-ジメチル-五-ピラゾリル=四-トルエンスルホナート(別名 ピラゾレート)	
186	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-二二五)	
187	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
188	3347-22-6	二・三-ジシアノ-一・四-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	
189	101-83-7	N・N-ジシクロヘキシルアミン	
190	4979-32-2	N・N-ジシクロヘキシル-ニ-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
191	77-73-6	ジシクロペンタジエン	
192	50512-35-1	一・三-ジチオラン-ニ-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
193	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S-S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	
194	298-04-4	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(二-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	
195	2310-17-0	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-[(六-クロロ-二・三-ジヒドロ-二-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	
196	34643-46-4	ジチオリン酸O-ニ・四-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	
197	950-37-8	ジチオリン酸S-(二・三-ジヒドロ-五-メトキシ-ニ-オキソ-一・三・四-チアアジアゾール-三-イル)メチル-O・O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	
198	121-75-5	ジチオリン酸O・O-ジメチル-S-一・二-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	
199	60-51-5	ジチオリン酸O・O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメエート)	
200	16090-02-1	ジナトリウム=ニ・ニ'-ビニレンビス[五-(四-モルホリノ-六-アニリノ-一・三・五-トリアジン-ニ-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名CIフルオレスセント二百六十)	
201	25321-14-6	ジニトロトルエン	
202	51-28-5	二・四-ジニトロフェノール	
203	1321-74-0	ジビニルベンゼン	
204	122-39-4	ジフェニルアミン	
205	101-84-8	ジフェニルエーテル	
206	102-06-7	一・三-ジフェニルグアニジン	
207	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	
208	124-48-1	ジブロモクロロメタン	
209	10222-01-2	二・二-ジブromo-ニ-シアノアセトアミド	
210	-	ジブromotetraフルオロエタン(別名ハロン-二四〇二)	
211	30560-19-1	(RS)-O・S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名 アセフェート)	
212	127-19-5	N・N-ジメチルアセトアミド	
213	95-68-1	二・四-ジメチルアニリン	
214	87-62-7	二・六-ジメチルアニリン	
215	121-69-7	N・N-ジメチルアニリン	
216	31895-21-3	五-ジメチルアミノ-一・二・三-トリチアン(別名 チオシクラム)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
217	124-40-3	ジメチルアミン	
218	624-92-0	ジメチルジスルフィド	
219	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
220	82560-54-1	ニ・ニージメチルニ・ニージヒドロニベンゾフランセーイルニ -[N-(ニエトキシカルボニルエチル)ニイソプロピルスルフェナ モイル]ニメチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	
221	62850-32-2	N・Nジメチルチオカルバミン酸S四フェノキシブチル(別名フェノチ オカルブ)	
222	112-18-5	N・Nジメチルドデシルアミン	
223	1643-20-5	N・Nジメチルドデシルアミンニニオキシド	
224	52-68-6	ジメチルニニ・ニニトリクロロニヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロルホン又はDEP)	
225	57-14-7	ニニジメチルヒドラジン	
226	1910-42-5	ニニジメチルニ四・四ニビピリジニウムニジクロリド(別名パラ コートまたはパラコートジクロリド)	
227	91-97-4	ニニジメチルニフェニルニ四・四ニジイルニジイソシアネート	
228	23564-05-8	ジメチルニ四・四ニ(オルトフェニレン)ビス(ニチオアロファナート ト)(別名チオファネートメチル)	
229	793-24-8	N-(ニニジメチルブチル)ニニフェニルニパラフェニレンジアミ ン	
230	119-93-7	ニニジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)	
231	68-12-2	N・Nジメチルホルムアミド	
232	2597-03-7	ニ[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]ニニフェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)	
233	7726-95-6	臭素	
234	-	臭素酸の水溶性塩	
235	3861-47-0	ニ・五ニジヨードニ四ニオクタニールオキシベンゾニトリル(別名アイオキシ ニル)	
236	-	水銀及びその化合物	
237	61788-32-7	水素化テルフェニル	
238	-	有機スズ化合物	
239	100-42-5	スチレン	
240	4016-24-4	ニニスルホヘキサデカン酸ニニメチルエステルナトリウム塩	
241	-	セレン及びその化合物	
242	-	ダイオキシシン類	○
243	533-74-4	ニニチオキソニニ・五ニジメチルテトラヒドロニニニ・五ニチアジ アジン(別名ダゾメット)	
244	62-56-6	チオ尿素	
245	108-98-5	チオフェノール	
246	77458-01-6	チオリン酸ニニ(四ニクロロフェニル)ニ四ニプラズリルニニエチ ルニニプロピル(別名ピラクロホス)	
247	333-41-5	チオリン酸ニニジエチルニニ(ニイソプロピルニニメチルニ四 ニピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
248	2921-88-2	チオリン酸ニニジエチルニニ(ニ・五・六ニトリクロロニニニピリジ ル)(別名クロルピリホス)	
249	18854-01-8	チオリン酸ニニジエチルニニ(五ニフェニルニニイソオキサゾリ ル)(別名イソキサチオン)	
250	122-14-5	チオリン酸ニニジメチルニニ(ニメチルニ四ニニトロフェニル)(別 名フェニトロチオン又はMEP)	
251	55-38-9	チオリン酸ニニジメチルニニ(ニメチルニ四ニメチルチオフェニ ル)(別名フェンチオン又はMPP)	
252	41198-08-7	チオリン酸ニ四ニプロモニニクロロフェニルニニエチルニニプロ ピル(別名プロフェノホス)	
253	26087-47-8	チオリン酸ニベンジルニニジイソプロピル(別名イプロベンホス又 はIBP)	
254	112-30-1	ニニデカノール(別名ノルマルニニデシルアルコール)	
255	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	
256	334-48-5	デカン酸	
257	100-97-0	ニ・三・五・七ニテトラアザトリシクロ[三・三・ニ・三・七]デカン(別名ヘキ サメチレンテトラミン)	
258	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	
259	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	
260	127-18-4	テトラクロロエチレン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
261	27355-22-2	四・五・六・七-テトラクロロイソベンゾフラン--(三H)-オン(別名 フ サライド)	
262	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC---二)	
263	118-75-2	二・三・五・六-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	
264	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
265	79538-32-2	二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル=(Z)-三-(二 クロロ-三・三・三-トリフルオロ-プロペニル)-二・二-ジメチル シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	
266	59669-26-0	三・七・九-三-テトラメチル-五-ジオキサ-二・八-四-トリ チア-四・七・九-二-テトラアザペンタデカ-三-二-ジエン-六- 一-ジオン(別名 チオジカルブ)	
267	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チラウム又はチラム)	
268	505-32-8	三・七-一-五-テトラメチル-ヘキサデセン-三-オール(別 名 イソフィトール)	
269	100-21-0	テレフタル酸	
270	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
271	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
272	112-53-8	一-ドデカノール(別名 ノルマルドデシルアルコール)	
273	25103-58-6	ターシャリ-ドデカンチオール	
274	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	
275	112-57-2	三・六・九-トリアザウンデカン-一-一-一-ジアミン	
276	121-44-8	トリエチルアミン	
277	112-24-3	トリエチレントラミン	
278	71-55-6	一-一-一-トリクロロエタン	
279	79-00-5	一-一-二-トリクロロエタン	
280	79-01-6	トリクロロエチレン	
281	76-03-9	トリクロロ酢酸	
282	108-77-0	二・四・六-トリクロロ-一・三・五-トリアジン	
283	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC---三)	
284	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
285	55335-06-3	(三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	
286	88-06-2	二・四・六-トリクロロフェノール	
287	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC---一)	
288	96-18-4	一・二・三-トリクロロプロパン	
289	-	トリクロロベンゼン	
290	2451-62-9	一・三・五-トリス(二・三-エポキシプロピル)-一・三・五-トリアジン- 二・四・六(-H・三H・五H)-トリオン	
291	102-82-9	トリブチルアミン	
292	1582-09-8	アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-二・六-ジニトロ-N・N-ジ プロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	
293	118-79-6	二・四・六-トリプロモフェノール	
294	3452-97-9	三・五・五-トリメチル-ヘキサノール	
295	95-63-6	一・二・四-トリメチルベンゼン	
296	108-67-8	一・三・五-トリメチルベンゼン	
297	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	
298	-	トルイジン	
299	108-88-3	トルエン	
300	25376-45-8	トルエンジアミン	
301	91-20-3	ナフタレン	
302	3173-72-6	一・五-ナフタレン=ジイソシアネート	
303	7439-92-1	鉛	
304	-	鉛化合物	○
305	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム	
306	7440-02-0	ニッケル	
307	-	ニッケル化合物	○
308	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
309	91-23-6	オルト-ニトロアニソール	
310	88-74-4	オルト-ニトロアニリン	
311	55-63-0	ニトログリセリン	
312	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン	
313	88-72-2	オルト-ニトロトルエン	
314	98-95-3	ニトロベンゼン	
315	75-52-5	ニトロメタン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
316	75-15-0	二硫化炭素	
317	143-08-8	ーノナノール(別名 ノルマルーノニルアルコール)	
318	25154-52-3	ノニルフェノール	
319	-	バナジウム化合物	
320	3618-72-2	五' -[N・N-ビス(ニ-アセチルオキシエチル)アミノ]-ニ' - (ニ-ブ ロモ-四・六-ジニトロフェニルアゾ)-四' -メトキシアセトアニリド	
321	1014-70-6	ニ・四-ビス(エチルアミノ)-六-メチルチオ-一・三・五-トリアジン (別名シメトリン)	
322	101-90-6	一・三-ビス[(ニ・三-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
323	10380-28-6	ビス(ハ-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	
324	74115-24-5	三・六-ビス(ニ-クロロフェニル)-一・二・四・五-テトラジン(別名クロ フェンチジン)	
325	782-74-1	一・ニ-ビス(ニ-クロロフェニル)ヒドラジン	
326	137-30-4	ビス(N・N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	
327	64440-88-6	ビス(N・N-ジメチルジチオカルバミン酸)N・N' -エチレンビス(チオカ ルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
328	80-43-3	ビス(一-メチル-一-フェニルエチル)=ペルオキシド	
329	95465-99-9	S・S-ビス(一-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	
330	-	砒素及びその無機化合物	○
331	302-01-2	ヒドラジン	
332	99-76-3	四-ヒドロキシ安息香酸メチル	
333	103-90-2	N-(四-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	
334	123-31-9	ヒドロキノ	
335	100-40-3	四-ビニル-一-シクロヘキセン	
336	100-69-6	ニ-ビニルピリジン	
337	88-12-0	N-ビニル-ニ-ピロリドン	
338	92-52-4	ピフェニル	
339	110-85-0	ピペラジン	
340	110-86-1	ピリジン	
341	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	
342	96-09-3	フェニルオキシラン	
343	100-63-0	フェニルヒドラジン	
344	90-43-7	ニ-フェニルフェノール	
345	941-69-5	N-フェニルマレイミド	
346	-	フェニレンジアミン	
347	108-95-2	フェノール	
348	52645-53-1	三-フェノキシベンジル=三-(ニ・ニ-ジクロロビニル)-ニ・ニ-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)	
349	106-99-0	一・三-ブタジエン	○
350	131-17-9	フタル酸ジアリル	
351	84-66-2	フタル酸ジエチル	
352	84-74-2	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	
353	117-81-7	フタル酸ビス(ニ-エチルヘキシル)	
354	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	
355	69327-76-0	ニ-ターシャリーブチルイミノ-三-イソプロピル-五-フェニルテトラヒ ドロ-四H-一・三・五-チアジアジン-四-オン(別名プロフェジン)	
356	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N' - (四-エチルベンゾイル)-三・五-ジメ チルベンゾヒドラジド(別名テプフェノジド)	
357	2426-08-6	ノルマル-ブチル-ニ・三-エポキシプロピルエーテル	
358	17804-35-2	N-[一-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-一H-ニ-ベンゾイミ ダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	
359	128-37-0	ニ・六-ジ-ターシャリーブチル-四-クレゾール	
360	122008-85-9	ブチル=(R)-ニ-[四-(四-シアノ-ニ-フルオロフェノキシ)フェノ キシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	
361	80060-09-9	一-ターシャリーブチル-三-(ニ・六-ジイソプロピル-四-フェノキシ フェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	
362	19666-30-9	五-ターシャリーブチル-三-(ニ・四-ジクロロ-五-イソプロポキシ フェニル)-一・三・四-オキサジアゾール-ニ(三H)-オン(別名 オキサ ジアゾン)	
363	134098-61-6	ターシャリーブチル=四-[[[(一・三-ジメチル-五-フェノキシ-四- ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロ キシメート)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
364	75-91-2	ターシャリーブチルニヒドロペルオキシド	
365	2312-35-8	ニ(四ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシルニニプロピニルニスルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	
366	96-76-4	ニ・四ージターシャリーブチルフェノール	
367	89-72-5	オルトセカンダリーブチルフェノール	
368	98-54-4	四ターシャリーブチルフェノール	
369	96489-71-3	ニターシャリーブチルニ五(四ターシャリーブチルベンジルチオ)ニ四クロロニ三(ニH)ニピリダジノン(別名ピリダベン)	
370	119168-77-3	N(四ターシャリーブチルベンジル)ニ四クロロニ三エチルニメチルピラゾールニ五カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	
371	95-31-8	N(ターシャリーブチル)ニニベンゾチアゾールスルフェンアミド	
372	88-60-8	ニターシャリーブチルニ五メチルフェノール	
373	25013-16-5	ニターシャリーブチルニ四メキシフェノール及びニターシャリーブチルニ四メキシフェノールの混合物	
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	4170-30-3	ニブテナール	
376	23184-66-9	Nニブトキシメチルニニクロロニ二・六ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	
377	110-00-9	フラン	
378	12071-83-9	N・Nニブプロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	
379	107-19-7	ニブプロピニニニオール	
380	353-59-3	ブromoクロロジフルオロメタン(別名ハロンニニニニ)	
381	75-27-4	ブromoジクロロメタン	
382	75-63-8	ブromoトリフルオロメタン(別名ハロンニニ三〇)	
383	314-40-9	五ブromoニ三セカンダリーブチルニ六メチルニニ・ニ・三・四テトラヒドロピリミジンニニ・四ジオン(別名ブロマシル)	
384	106-94-5	ニブブromoブロパン	
385	75-26-3	ニブブromoブロパン	○
386	74-83-9	ブromoメタン(別名臭化メチル)	
387	13356-08-6	ヘキサキス(ニメチルニニフェニルプロピル)ジスタノキサニ(別名酸化フェンブタズ)	
388	115-29-7	六・七・八・九・一〇・一一ヘキサクロロニ一・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロニ六・九メタニニ・四・三ニベンゾジオキサチエピンニ三オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムニクロリド	
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
391	822-06-0	ヘキサメチレンニジイソシアネート	
392	110-54-3	ノルマルニヘキサニ	
393	135-19-3	ベタナフトール	
394	1763-23-1	ヘプタデカフルオロオクタンニスルホン酸(別名PFOS)	
395	-	ベリリウム及びその化合物	○
396	-	ペルオキシニ二硫酸の水溶性塩	
397	98-07-7	ベンジリジンニトリクロリド	○
398	100-44-7	ベンジルニクロリド(別名塩化ベンジル)	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド	
400	71-43-2	ベンゼン	○
401	552-30-7	ニ・ニ・四ニベンゼントリカルボン酸ニニニ無水物	
402	73250-68-7	ニ(ニニベンゾチアゾリルオキシ)ニニメチルアセトアニリド(別名メフェナセツ)	
403	119-61-9	ベンゾフェノン	
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール	
405	-	ほう素化合物	
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	
407	-	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル(アルキル基の炭素数がニニからニ五までのもの及びその混合物に限る。)	
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)ニオクチルフェニルエーテル	
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ニドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)ニニニルフェニルエーテル	
411	50-00-0	ホルムアルデヒド	○
412	-	マンガン及びその化合物	
413	85-44-9	無水フタル酸	
414	108-31-6	無水マレイン酸	
415	79-41-4	メタクリル酸	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
416	688-84-6	メタクリル酸ニ-エチルヘキシル	
417	106-91-2	メタクリル酸ニ-三-エポキシプロピル	
418	2867-47-2	メタクリル酸ニ-(ジメチルアミノ)エチル	
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマル-ブチル	
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	
421	89269-64-7	(Z)-ニ'-メチルアセトフェノン=四・六-ジメチル-ニ-ピリミジニル ヒドラゾン(別名フェリムゾン)	
422	74-89-5	メチルアミン	
423	556-61-6	メチルニイソチオシアネート	
424	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸ニ-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又 はMIPC)	
425	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸ニ-三-ジヒドロ-ニ-ニ-ジメチル-七-ベンゾ [b]フラニル(別名カルボフラン)	
426	63-25-2	N-メチルカルバミン酸ニ-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	
427	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸ニ-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカ ルブ又はBPMC)	
428	100784-20-1	メチル=三-クロロ-五-(四・六-ジメトキシ-ニ-ピリミジニルカルバ モイルスルファモイル)-ニ-メチルピラゾール-四-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)	
429	173584-44-6	メチル=(S)-七-クロロ-ニ-三・四a・五-テトラヒドロ-ニ-[メトキ シカルボニル(四-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ [一・ニ-e][一・三・四]オキサジアジン-四a-カルボキシラート(別名 インドキサカルブ)	
430	33089-61-1	三-メチル-一・五-ジ(ニ・四-キシリル)-一・三・五-トリアザペンタ 一・四-ジエン(別名アミラズ)	
431	131860-33-8	メチル=(E)-ニ-(ニ-[六-(ニ-シアノフェノキシ)ピリミジン-四-イル オキシ]フェニル)-三-メトキシアクリラート(別名 アゾキシストロピ ン)	
432	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	
433	23135-22-0	メチル-N'・N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]- 一チオオキサミデート(別名 オキサミル)	
434	136191-64-5	メチル=ニ-(四・六-ジメトキシ-ニ-ピリミジニルオキシ)-六-[ 一(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	
435	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	
436	3268-49-3	三-メチルチオプロパナール	
437	-	メチルナフタレン	
438	108-99-6	三-メチルピリジン	
439	80-15-9	ニ-メチル-ニ-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
440	88-85-7	ニ-(ニ-メチルプロピル)-四・六-ジニトロフェノール	
441	55814-41-0	ニ-メチル-N-[三-(ニ-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別 名メプロニル)	
442	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メ ソミル)	
443	25339-17-7	八-メチルノナン-ニ-オール	
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-(E)-アルファ-[ニ-(アルファ・アル ファ・アルファ-トリフルオロ-メタ-トリル)エチリデンアミノオキシ]- オルト-トリル]アセタート(別名 トリフロキシストロピン)	
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[アルファ-(オルト-トリルオキシ)-オルト -トリル]アセタート(別名 クレソキシムメチル)	
446	674-82-8	四-メチレンオキセタン-ニ-オン	
447	101-77-9	四・四'-メチレンジアニリン	
448	5124-30-1	メチレンビス(四・一-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	
449	101-68-8	メチレンビス(四・一-フェニレン)=ジイソシアネート	
450	13684-63-4	三-(メトキシカルボニルアミノ)フェニル=三'-メチルカルバニラート(別 名 フェンメディファム)	
451	88678-67-5	N-(六-メトキシ-ニ-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-三 -ターシャリ-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
452	120-71-8	ニ-メトキシ-五-メチルアニリン	
453	149-30-4	ニ-メルカプトベンゾチアゾール	
454	-	モリブデン及びその化合物	
455	95-32-9	ニ-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
456	110-91-8	モルホリン	
457	20859-73-8	りん化アルミニウム	
458	62-73-7	りん酸ジメチル=ニ・ニ-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
459	78-42-2	りん酸トリス(二-エチルヘキシル)	
460	115-96-8	りん酸トリス(二-クロロエチル)	
461	1330-78-5	りん酸トリトリル	
462	115-86-6	りん酸トリフェニル	
463	126-73-8	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	

※ 「溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

## 第二種指定化学物質の候補リスト

番号	CAS番号	物質名
1	60-35-5	アセトアミド
2	104-94-9	パラ-アニシジン
3	181587-01-9	五-アミノ-2-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル(別名 エチプロール)
4	61-82-5	3-アミノ-4-ヒドロキシ-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)
5	6375-47-9	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド
6	93-15-2	4-アリル-1,2-ジメチルベンゼン
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
8	51-79-6	ウレタン
9	103-69-5	N-エチルアニリン
10	834-12-8	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名アメリン)
11	13684-56-5	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラト(別名 デスメディファム)
12	82558-50-7	N-[3-(2-エチル-2-メチルプロピル)-2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメチルベンズアミド(別名 イソキサベン)
13	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)
14	26447-14-3	1,2-エポキシ-3-トリルオキシプロパン
15	80-51-3	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド
17	116714-46-6	(RS)-[3-クロロ-4-(1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメチルエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名 ノバルロン)
18	126-07-8	(2S,4'R)-7-クロロ-2',4',6'-トリメトキシ-4'-メチルスピロ[ベンゾ[b]フラン-2(3H):3'-(シクロヘキサ-1'-エン)]-3,6'-ジオン(別名 グリセオフルビン)
19	90-13-1	1-クロロナフタレン
20	140-11-4	酢酸ベンジル
21	94-59-7	サフロール
22	66230-04-4	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名 エスフェンバレレート)
23	68359-37-5	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 シフトリン)
24	156-60-5	トランス-1,2-ジクロロエチレン
25	79-43-6	ジクロロ酢酸
26	83121-18-0	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロン)
27	118-52-5	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン
28	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)
29	611-06-3	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン
30	56-75-7	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
31	126833-17-8	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド(別名 フェンヘキサミド)
32	60168-88-9	2,4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール(別名 フェナリモル)
33	79983-71-4	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-5-イル)-2-ヘキサノール(別名ヘキサコナゾール)
34	120-36-5	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名 ジクロルプロップ)
35	120-83-2	2,4-ジクロロフェノール
36	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール
37	103055-07-8	(RS)-[2,5-ジクロロ-4-(1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名 ルフェヌロン)
38	612-83-9	3,3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩
39	1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-ヒドロキシ-2,4-ジアミノフェニルアゾ]-1-ピフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック三十八)
40	6459-94-5	ジナトリウム=8-(3,3'-ジメチル-4'-[4-[(p-トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1-ピフェニル-4-イルアゾ]-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド百十四)



番号	CAS番号	物質名
41	97-02-9	二・四―ジニトロアニリン
42		ジニトロナフタレン
43	99-65-0	メタ―ジニトロベンゼン
44	51-52-5	二・三―ジヒドロ―六―プロピル―ニ―チオキソ―四(―H)―ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
45	106-93-4	一・二―ジブロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)
46	110-52-1	一・四―ジブロモブタン
47	96-13-9	二・三―ジブromo―プロパノール
48	109-64-8	一・三―ジブromoプロパン
49	103-50-4	ジベンジルエーテル
50	87-59-2	二・三―ジメチルアニリン
51	569-64-2	[四―[アルファ―[四―(ジメチルアミノ)フェニル]ベンジリデン]シクロヘキサ―二・五―ジエン―イリデン]ジメチルアンモニウムクロライド(別名 マラカイトグリーン)
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド
53	3761-41-9	〇・〇―ジメチル―〇―(三―メチル―四―メチルスルフィニルフェニル)―チオホスフェイト(別名 メスルフェンホス)
54	59536-65-1	臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
55	148-79-8	二―(チアゾール―四'―イル)ベンズイミダゾール
56	62-55-5	チオアセトアミド
57	21564-17-0	二―(チオシアナートメチルチオ)―三―ベンゾチアゾール
58	119-12-0	チオリン酸〇・〇―ジエチル―〇―(六―オキソ―フェニル―一・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
59	5598-13-0	チオリン酸〇―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―〇・〇―ジメチル(別名クロルピリホスメチル)
60	79-34-5	二・一・二・二―テトラクロロエタン
61	2429-74-5	テトラナトリウム=三・三'―[(三・三'―ジメトキシ―四・四'―ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジルスホナート)(別名CIダイレクトブルー十五)
62	558-13-4	テトラブromoメタン
63	84-15-1	オルト―テルフェニル
64	72-43-5	一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(四―メトキシフェニル)エタン(別名 メトキシクロル)
65	14484-64-1	トリス(N・N―ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名 ファーバム)
66	75-25-2	トリブromoメタン(別名ブromoホルム)
67	1694-09-3	ナトリウム=三―(N―[四―[四―[ジメチルアミノ]フェニル)(四―[N―エチル[(三―スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル)メチレン]―二・五―シクロヘキサジエン―イリデン]―N―エチルアンモニオ)ベンゼンスルホナート(別名CIAシッドバイオレット四十九)
68	132-27-4	ナトリウム=一・一'―ビフェニル―二―オラート
69	99-09-2	メタ―ニトロアニリン
70	99-55-8	五―ニトロ―オルト―トルイジン
71	86-30-6	N―ニトロソジフェニルアミン
72	99-08-1	メタ―ニトロトルエン
73	100-02-7	パラ―ニトロフェノール
74	12174-11-7	パリゴルスカイト(別名 アタパルジャイト)
75	77-09-8	三・三―ビス(四―ヒドロキシフェニル)―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―オン(別名 フェノールフタレイン)
76	553-26-4	四・四'―ビピリジル
77	55179-31-2	一―(四―ビフェニルオキシ)―三・三―ジメチル―一―(―H)―一・二・四―トリアゾール―一―イル)―二―ブタノール(別名ビテルタノール)
78	156-43-4	パラ―フェネチジン
79	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル
80	1120-71-4	一・三―プロパンスルトン
81	67747-09-5	N―プロピル―N―[二―(二・四・六―トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール―カルボキサミド(別名ブクロラズ)
82	106-95-6	三―ブromo―プロペン(別名 臭化アリル)
83	67-72-1	ヘキサクロロエタン
84	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン
85	115-28-6	一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビスシクロ[二・二・一]―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
86	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブromid
87	10453-86-8	五―ベンジル―三―フリルメチル=(―RS)―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―(二―メチルプロパ―一―エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名 レスメリン)

番号	CAS番号	物質名
88	106-51-4	パラベンゾキノン
89	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)
90	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
91	100-61-8	N-メチルアニリン
92	2439-01-2	六-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン
93	60-34-4	メチルヒドラジン
94	82657-04-3	二-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(二-クロロ-3,3'- 三-トリフルオロ-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ビフェントリン)
95	10605-21-7	メチル=ベンズイミダゾール-2-イルカルバマート(別名 カルベンダジム)
96	101-61-1	四-4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)
97	6864-37-5	四-4'-メチレンビス(二-メチルシクロヘキサミン)
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン
99	1241-94-7	りん酸二-エチルヘキシル=ジフェニル
100	2528-36-1	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル

※ 「溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

## PRTR 及び MSDS 対象化学物質の選定基準の詳細

今回の化管法対象物質の具体的な選定基準は、一部の選定方法の詳細について合同会合における議論等を踏まえて補正した上で、前回答申のものを引き続き採用した。今回の化管法対象物質の見直しにおける有害性・ばく露情報の選定基準の詳細は以下のとおり（下線部は、選定基準の時点修正及び前回答申で記載していない事項の明確化等を行ったものを示す）。

### 1. 有害性の範囲

前回答申における選定基準を引き続き採用し、一部の選定基準の時点修正及び選定基準の詳細の明確化等を行った。

#### 発がん性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2 の判定に用いた情報は表 1 のとおりである。

表 1. 発がん性の分類

クラス	評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日産衛
1	ヒト発がん性あり (1 機関以上)	1	A、 <u>CaH</u> 、 <u>K</u>	1	<u>K</u>	A1	1
2	ヒト発がん性の疑いが強い (IARC で 2A 又は 2B 又は複数機関)	2A、2B	B1、B2、 <u>L</u>	2	<u>R</u>	A2、A3	2A、2B

前回答申と同様に IARC を優先的な情報源とし、IARC で 2A、2B とされたものは、他の機関が「ヒト発がん性の疑いが強い」と評価していない場合でもクラス 2 とした。また、EPA、NTP におけるクラスの記載方法の変更に伴い、クラス 1 に EPA の CaH、K を追加し、NTP の 1 を K に修正した。さらに、クラス 2 に EPA の L を追加し、NTP の 2 を R に修正した。このほか、IARC のドラフト版は情報源として不採用とした。

<参考：EPA 及び NTP で追加されたランクの定義>

#### EPA

- CaH : ヒト発がん性である
- K : ヒト発がん性が知られている
- L : ヒト発がん性である可能性が高い

#### NTP

- K : ヒトに対して発がん性があることが知られている物質
- R : 合理的にヒト発がん性があることが懸念される物質

## 変異原性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1 の判定に用いた情報は表 2 のとおりである。

表 2. 変異原性の分類

変異原性	
(1)	in vivo 試験において陽性であるもの。
(2)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの。
(3)	ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D <sub>20</sub> 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの。
(4)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D <sub>20</sub> 値が 0.1 mg/ml 以下であるもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。
(5)	異なるエンドポイント(遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性)をみる in vitro 試験のいくつかにおいて明確に(低濃度での陽性や多数の試験での陽性など)陽性の結果が得られている等により、(1)~(4)と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。

前回答申と同様に、in vivo 試験が陽性の場合にはこれを採用し、また、陰性の場合でも、表 2 の (2)、(3)、(4) に該当する場合は、クラス 1 とした。ただし、ビスフェノール A 型エポキシ樹脂は、個別物質に対する指摘に基づき、クラス外に修正した。また、in vivo 試験が陰性の場合には、表 2 の (5) に該当しても原則としてクラス外とした。

## 経口慢性毒性

前回答申、GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 及び食品安全委員会評価書、JMPR、JECFA の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 3 のとおりである。

表 3. 経口慢性毒性の分類

クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値 (WHO、EPA、日本) (mg/L)	IRIS 等		農薬 ADI (mg/kg/day)
		NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL) (mg/kg/day)	
1	0.001 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001 以下
2	0.01 以下	0.1 以下	1 以下	0.001 以下
3	0.1 以下	1 以下	10 以下	0.01 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の

水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

#### 吸入慢性毒性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 4 のとおりである。

表 4. 吸入慢性毒性の分類

クラス	吸入慢性毒性		
	大気基準	IRIS 等	
	(mg/m <sup>3</sup> )	NOAEL(NOEL) (mg/m <sup>3</sup> )	LOAEL(LOEL) (mg/m <sup>3</sup> )
1	0.001 以下	0.1 以下	1 以下
2	0.01 以下	1 以下	10 以下
3	0.1 以下	10 以下	100 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

#### 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 5 のとおりである。

表 5. 作業環境許容濃度の分類

クラス	ACGIH または日本産業衛生学会 (急性毒性を除く)	
	TWA (mg/m <sup>3</sup> ) (気体または蒸気)	TWA (mg/m <sup>3</sup> ) (粒子状物質等)
1	0.1 以下	0.01 以下
2	1 以下	0.1 以下
3	10 以下	1 以下

急性毒性に該当するため除外する物質の選定基準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症状が限定されるものとして明確化した。また、前回答申では急性と判断しなかったが、今回の合同会合での審議に際し情報を精査した上で急性と判断した物質については、当該データを採用しなかった。

ACGIH の TWA では、気体または蒸気は、ppm で決められているため、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した。

日本産業衛生学会の作業環境許容濃度では、気体/粒子の判定は、有機物質に関しては、蒸気圧が 0.01mmHg (1.3Pa) 以上で気体と判定した (ただし、テトラヒドロメチル無水フタル酸は、蒸気圧が

0.003mmHg であるが、ppm 単位の許容濃度が設定されているため気体と判定した)。無機物質に関しては、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した (ただし、水銀蒸気は、ppm 単位の許容濃度が設定されていないが、その名称から気体と判定した)。

ppm から mg/m<sup>3</sup> の換算は、ACGIH に記載されている次式に従って計算した。

$$1 \text{ 気圧、} 25^{\circ}\text{C} \text{ において、} 1\text{ppm} = (\text{分子量}/24.45) \text{ mg/m}^3$$

なお、石綿は ACGIH の TWA 及び日本産業衛生学会で ppm、mg/m<sup>3</sup> で作業環境が規定されていないが、前回答申において、ACGIH で 0.1f/cc とされていることからクラス 2 と判定しており、今回の検討でもその判定を踏襲した。

### 生殖発生毒性

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R60～R63 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となる定量的データがある場合、判定に用いた。具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 6 のとおりである。なお、EU リスク警句 R64 は、前回答申と同様、判定には用いなかった。

以上より、生殖発生毒性の分類は表 6 のとおりである。

表 6. 生殖発生毒性の分類

クラス	EU リスク警句 (根拠となる定量的データがある場合)	
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr.カテゴリー 1 (R60)	Repr.カテゴリー 1 (R61)
2	Repr.カテゴリー 2 (R60)	Repr.カテゴリー 2 (R61)
3	Repr.カテゴリー 3 (R62)	Repr.カテゴリー 3 (R63)

### 感作性

日本産業衛生学会の気道感作性第 1 群及び第 2 群の物質をクラス 1 と判定した。また、EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R42 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス 1 と判定した。さらに、ACGIH の TLV 表中に SEN または Sensitization と表示される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス 1 と判定した。

以上より、感作性の分類は表 7 のとおりである。

表 7. 感作性の分類

日本産業衛生学会の 気道感作性物質	ACGIH (根拠となるデータがある場合)	EU リスク警句 (根拠となるデータがある場合)
第 1 群及び第 2 群	SEN、Sensitization 表示	R42 指定物質

## 生態毒性

OECD テストガイドライン（以下、「OECD TG」という。）に合致する試験結果が国際的に蓄積されてきたことを踏まえ、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源のうち、生物種、エンドポイント、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果のみを用いた。なお、前回答申時と同様に、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果がない場合には、ばく露時間が OECD TG より短い試験結果を引き続き用いた。具体的に判定に用いた試験結果の概要は表 8 のとおりである。

また、OECD TG の推奨種を用いているか、GLP の有無の確認の下、毒性ランクが同じであれば、毒性値の大小によらず、信頼性に関するより豊富な情報が得られているものを優先的に用いた。

なお、Priority 1、2 の情報源の両方に試験結果がある場合には、毒性値の大小によらず、Priority 1 の試験結果を優先的に採用した。

以上より、生態毒性の分類は表 9 のとおりである。

表 8. 生態毒性の判定に用いた試験結果の概要

	急性 (L(E)C <sub>50</sub> )	慢性 (NOEC)
藻類	72 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 201 に基づく)	72 時間 (96 時間も対象としていたが、結果的になし) (OECD TG : 201 を参照して設定)
ミジンコ ※他の甲殻類は不採用	48 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 202 に基づく)	21 日間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 211 に基づく)
魚類	96 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 203 に基づく)	28 日間を基本とするが、それ以外の時間の結果も用いた (14 日～180 日) (OECD TG : 204、210 を参照して設定) ※

※ 魚類の慢性毒性については、OECD TG がいないため、判定に用いる試験結果は、試験時間に幅を持たせて判定に用いた。

表 9. 生態毒性の分類

クラス	NOEC	L(E)C <sub>50</sub>	EU リスク警句 (根拠となるデータがある場合)
1	0.1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	R50
2	1 mg/l 以下	10 mg/l 以下	R61

難水溶性物質（水溶解度が目安として概ね 1 mg/L 以下の物質）については、毒性値と水溶解度との比が概ね 3 倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられることから、判定に用いなかった。また、界面活性作用のある分散剤、乳化剤を使用した試験結果は、助剤の影響が懸念されるため、判定に用いなかった。ただし、前回答申時と同様に、水混和性溶剤を使用した試験結果は OECD TG で使用が認められているため、引き続き判定に用いた。このほか、水溶解度の試験結果は実測値を用いるものとし、実測値がない場合には、溶解度の目安として推定値を参照した。

揮発性物質については、難水溶性物質と同様に、毒性値と水溶解度との比が概ね3倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられ、判定に用いなかった。また、揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存することはないと判断される物質はクラス外とした。

加水分解・光分解及び生分解性物質（半減期が目安として概ね1日以下（25℃、pH=7）の物質）については、前回答申時と同様に、分解性物質について、分解生成物の毒性が選定基準に合致しない場合は対象外とした。また、前回答申時と同様に、試験結果について、親物質又は分解生成物のどちらの毒性による影響であるかを確認し、分解生成物の毒性である場合には、親物質そのものの毒性ではなく加水分解生成物によるものであることを明確にし、親化合物を対象物質とした。

### **オゾン層破壊物質**

モントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されたオゾン層破壊物質を対象物質とした。

## **2. 「相当広範な地域の環境での（将来の）継続的な存在」についての判断基準**

一般環境での検出状況による判断基準は、前回答申と同様に一定の枠組みの中で管理されて行われているモニタリングデータを用いるものとし、引き続き「化学物質環境汚染実態調査」等を用いた。なお、モニタリングの検出媒体（水質、大気、底質等）と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった。具体的には、大気で検出されているがエンドポイントが経口慢性毒性又は生態毒性のみとなっている物質について、モニタリング結果は判定に用いなかった。

製造・輸入量による判断基準は、前回答申と同様に、公式統計や経済産業省の調査等を用いて第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を判定した。



＜参考：前回答申の選定方法の詳細からの補正事項＞

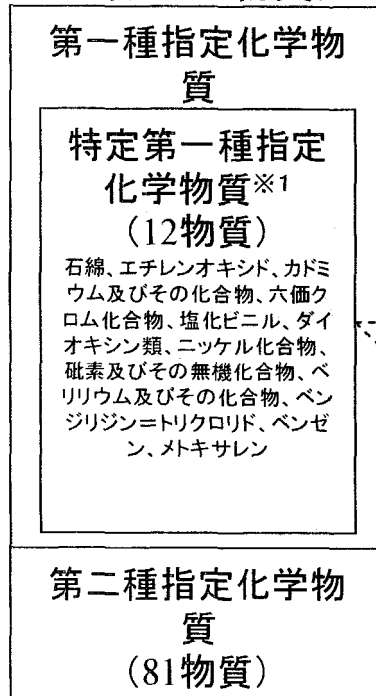
	前回答申での選定方法	今回の見直しにおける選定方法
発がん性	クラス1はEPAでA、NTPで1を、クラス2はEPAでB1、B2、NTPで2を判定に用いた。	EPA、NTPにおけるクラスの記載方法の変更に伴い、クラス1にEPAのCaH、Kを追加し、NTPの1をKに修正した。また、クラス2にEPAのLを追加し、NTPの2をRに修正した。
変異原性	表2の(5)に該当したものを、in vivo 試験結果と無関係にすべてクラス1と判定した。	in vivo 試験が陰性の場合、表2の(5)に該当してもクラス外とした。
経口慢性毒性		(前回答申で記載していない事項の明確化) NOAEL(NOEL)及びLOAEL(LOEL)については、原則として投与期間1年以上の試験結果を用いた。
吸入慢性毒性		(前回答申で記載していない事項の明確化) NOAEL(NOEL)及びLOAEL(LOEL)については、原則として投与期間1年以上の試験結果を用いた。
作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性		(前回答申で記載していない事項の明確化) 急性毒性に該当するため除外する物質の選定基準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症状が限定されるものとして明確化した。
生態毒性	生物種、エンドポイント、ばく露時間等がOECD以外のテストガイドラインに合致する試験結果も採用した。	OECD TGに合致する試験結果が国際的に蓄積されてきたことを踏まえ、生物種、エンドポイント、ばく露時間等がOECD TGに合致する試験結果のみを用いた。
一般環境での検出状況による判断基準	モニタリングの検出媒体(水質、大気、底質等)と当該物質の有害性情報のエンドポイントの合致については確認していない。	モニタリングの検出媒体と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった。

# 見直し後の化管法対象物質数の概況（化管法対象物質見直し合同会合報告）

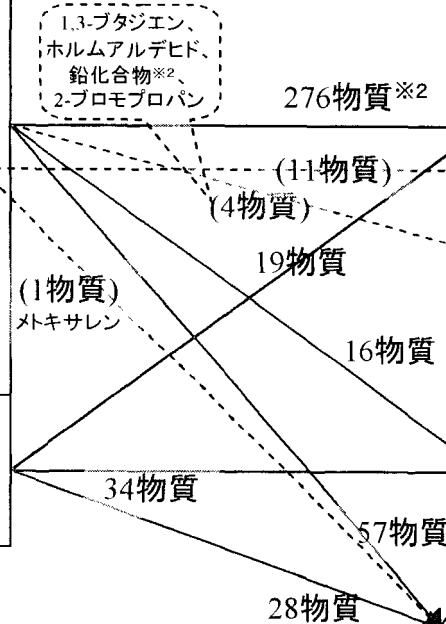
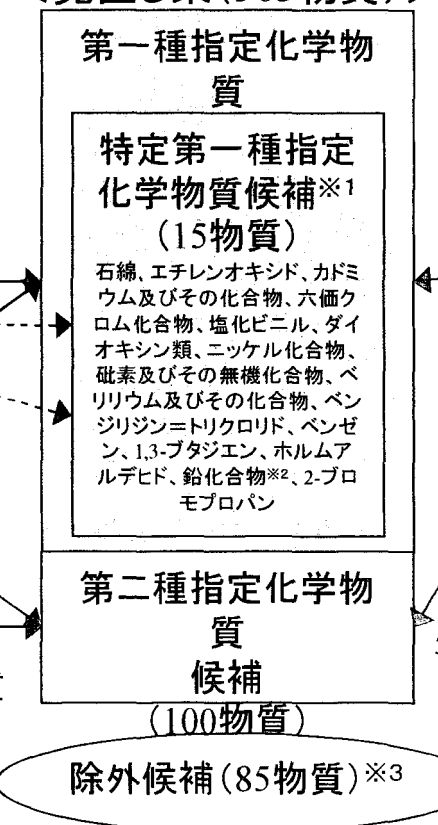
資料6

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性・暴露情報が化管法の現行の物質選定基準に合致する物質は563物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は15物質

## <現行(435物質)>



## <見直し案(563物質)>



168物質

50物質

現行化管法対象物質以外の物質  
(218物質)

下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質(約3,000)のうち、有害性や暴露情報が化管法の現行の物質選定基準に合致するもの

- ・有害性の観点から現行基準に合致すると考えられる物質(環境省調査結果等)
- ・化審法 特定化学物質・監視化学物質
- ・毒劇物取締法 対象物質
- ・労働安全衛生法(通知対象物質)
- ・ロッテルダム条約(PIC)対象物質
- ・農薬取締法登録農薬
- ・自治体条例対象物質
- ・諸外国によるPRTR対象物質
- ・現行化管法対象物質の代替物質(環境省調査結果)
- ・内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

※1: 特一は、現行では「発がん性がクラス1」、見直し案ではGHSとの整合性を考慮し、「発がん性がクラス1(13物質)」、「生殖毒性がクラス1(2物質、鉛化合物、2-プロモプロパン)」及び「変異原性がGHSクラス1A相当(該当なし)」を対象としている

※2: 現行化管法対象物質「鉛及びその化合物」を、「鉛」と「鉛化合物」に分けている

※3: 以下のいずれかに該当するものを掲載

- ・最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの
- ・暴露が小さい(製造・輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計実績がない)もの
- ・PRTR届出・推計実績はあるが、暴露が小さく(製造・輸入量が小さく、かつ環境中での検出がない)、かつ初期リスク評価等においてリスクの懸念等が小さいもの